

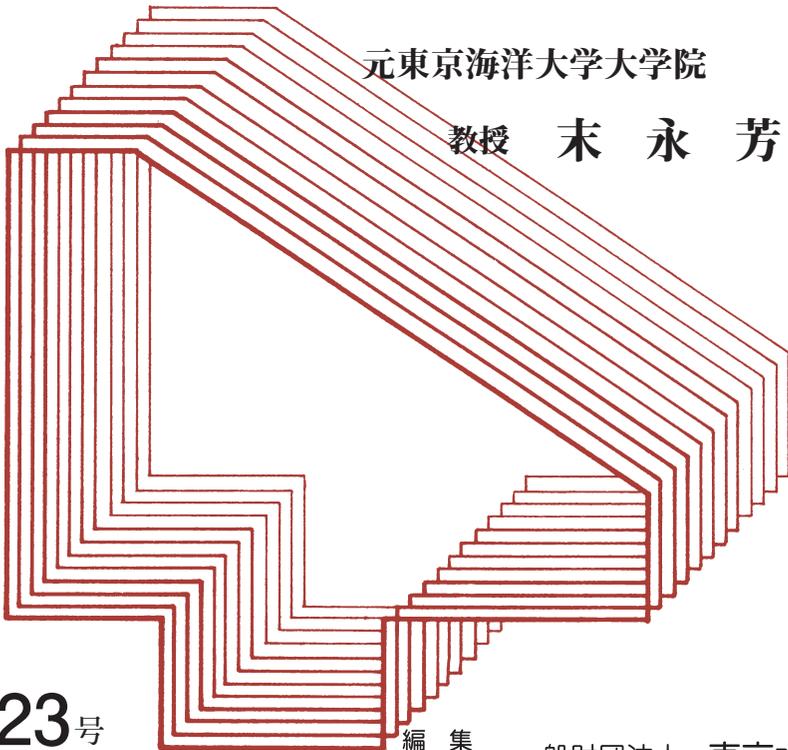
# 水産振興

## 漁業の取締りの歴史

—漁業の取締りの変化を中心に—

元東京海洋大学大学院

教授 末永芳美



第 **623** 号

(第54巻 第4号)

編集  
発行

一般財団法人 東京水産振興会

# 「水産振興 ONLINE」の開設について

「水産振興」は1967年の第1号刊行以来52年間に渡り616号を刊行してまいりましたが、更により多くの皆様に親しんでいただくため、2019年9月よりこれまでの紙面に加えて「水産振興 ONLINE」としてパソコンやスマートフォン、タブレットでも閲覧できる電子版での提供を開始いたしました。専用のソフトウェアを使用せずに読むことができますので、これまでの紙面に加えてご活用いただければ幸いです。

なお、「水産振興 ONLINE」の開設に合わせて、皆様にご寄稿いただいた短編記事や連載記事などをWEB上でだけ掲載する電子版専用記事の掲載も開始いたします。皆様からの積極的なご寄稿をお待ちしておりますので、これまでの「水産振興」と同様にご活用いただければ幸いです。

一般財団法人 東京水産振興会  
会長 渥美 雅也



水産振興 ONLINE

URL:<http://lib.suisan-shinkou.or.jp/>



# 水産振興 ONLINE 開設のお知らせ

## 「水産振興」発刊の趣旨

日本漁業は、沿岸、沖合、そして遠洋の漁業といわれるが、われわれは、それぞれが調和のとれた振興があることを期待しておるので、その為には、それぞれの個別的な分析、乃至振興施策の必要性を、痛感するものである。坊間には、あまりにもそれぞれを代表する、いわゆる利益代表的見解が横行しすぎる嫌いがあるのである。われわれは、わが国民経済のなかにおける日本漁業を、近代産業として、より発展振興させることが要請されていると信ずるものである。

ここに、われわれは、日本水産業の個別的な分析の徹底につとめるとともにその総合的視点からの研究、さらに、世界経済とともに発展振興する方策の樹立に一層精進を加えることを考えたものである。

この様な努力目標にむかってわれわれの調査研究事業を発足させた次第で冊子の生れた処以、またこれへの奉仕の、ささやかな表われである。

昭和 42 年 7 月

財団法人 東京水産振興会  
(題字は井野碩哉元会長)

### 目次

#### 漁業の取締りの歴史—漁業の取締りの変化を中心に—

第 623 号

第 1 章	はじめに	1
第 2 章	漁業取締りに関する先行研究・調査、関連書籍について	3
第 3 章	漁業の取締りの始まり	4
第 4 章	明治時代における漁業制度の整備	7
第 5 章	戦前の漁業取締り体制とその取締りの変遷	16
第 6 章	戦後の水産庁発足と新しい漁業監督公務員制度の改正	32
第 7 章	新漁業取締り体制の時代へ	45
第 8 章	都道府県の漁業取締りについて	56
第 9 章	国家間の緊張関係で左右される漁業取締現場	59
第 10 章	おわりに	60
	謝辞	61
	余話 水産庁漁業取締船名について	61
	引用・参考文献	63

すえ なが よし み  
末 永 芳 美

#### 【略歴】

▷ 1950 年 福岡県生まれ。九州大学農学部水産学科卒業。水産庁入庁後沖合課、国際課、外務省経済協力局、在米国アンカレッジ総領事館領事、遠洋課、沿岸課資源管理推進官、指導監督室長、九州漁業調整事務所長、漁場資源課長、研究指導課長、水産庁審議官、東京海洋大学大学院教授(統合海洋政策学)を歴任。水産庁にて漁業監督官に任命され、北西太平洋、オホーツク海、わが国 200 海里にて漁業取締りに従事経験。日ロ漁業交渉、日豪漁業交渉 NPAFC(北太平洋湖河性魚類委員会)等で日本政府代表を務めた。

現在漁業経済学会、地域漁業学会理事、農林水産省農林水産政策研究所客員研究員。

#### 主な著書

「食材魚貝大百科別巻 1 マグロのすべて」(共著) 平凡社 2007

「食材魚貝大百科別巻 2 サケ・マスのすべて」(共著) 平凡社 2007

「水産物の名称表示—止まらない偽装表示と規制の強化」(単著) 東京水産振興会第 512 号 Vol.44 No.8 2010

「最新 水産ハンドブック」(編著) 講談社 2012

「二〇〇海里漁業戦争をいかに戦ったか 30 人の証言。その時に」(編著) 農林統計出版 2020.3 発行

# 漁業の取締りの歴史

## — 漁業の取締りの変化を中心に —

元東京海洋大学大学院

教授 末永芳美

### 第1章 はじめに

わが国では、明治末期の1911(明治44年)に漁業法が改正されるまでは、どのような官吏が漁業を監督するのか定められていなかった。明文化された漁業法に初めて「海軍艦艇乗組将校、警察官吏、港務官吏、税関官吏又は漁業監督吏員が漁業を監督する」と定められた。その官吏の中でも戦前においては、海軍、警察そして漁業監督吏員が漁業取締りの任務を主に担ってきた。そして、實際上、洋上での取締りは船舶が必須であったことから海軍艦艇と農林省漁業取締船が主力となって洋上での取締りに当たってきた。

しかし、海軍は太平洋戦争の敗戦により終戦とともに解体された。また、農林省の漁業取締船もその大半が被弾・沈没し、終戦後に漁業取締船わずか2隻が残存したのみであった。

終戦後の飢えに悩まされる国民の需要を背景に漁業活動は急速に拡大していった。混乱する漁業秩序を安定化し、水産資源保護を図るためには、漁業取締りに当たる船舶は大幅に不足し、漁業取締りに空白が生じる事態となった。

農林省水産局は、戦後の1948(昭和23)年7月に水産庁へと再編され組織強化が図られた。また、海軍が解体されたため、海軍に替わる海上治安組織が不在となったため、これに替わる海上での救難や捜査・鎮圧を担う新たな組織として1948(昭和23)年5月に海上保安庁が新設された。その結果、戦後の漁業取締りは、海上保安庁、警察とともに水産庁並びに都道府県の水産主務部局がその任を担うこととなった。

これまで漁業取締り体制の変遷や漁業取締りの実態・任務について包括的



水産庁漁業取締船(筆者撮影 場所 博多港取締船泊地)

に述べた論文や記録は稀である。漁業取締りの主体が、海上における業務であり国民の視線から遠く離れている点や、その取締りという職務上の性質もあり、漁業取締りについて国民の知るところは少ない。

特に 1994 年の国連海洋法条約発効後、沿岸国としての日本にとって、外国漁船による漁業法令違反に対する漁業取締りの重要性は格段と大きくなってきた。

我が国の治安組織として、警察組織は 29 万余の人員、海上警備救難組織である海上保安庁は約 1 万 4 千人。それに比して水産資源の保存管理を主管する水産庁は 1 千人（水産研究所が切り離される前は 2 千人余） 不足の組織である。その少ない人数の組織の中で、外国漁船拿捕を含めた取締りを担う漁業取締船と漁業監督官はわずか数百人の陣容である。

マトリと呼ばれる厚生労働省の「麻薬取締官は約 300 名が存在している。」 「おそらく世界最小の捜査機関である。」(瀬戸晴海 2020 P9) とされているが、薬物使用の芸能人の検挙等で国民にとってその知名度は高い。片や、同様の

小さな組織である漁業取締船と漁業監督官についてその実態について知る者は多くないであろう。

そこでこれら漁業取締りの歴史を俯瞰しつつその業務にあたる漁業取締船や漁業監督官について少しでも理解を深められればと思い筆を執ることとした。

なお、沿岸漁業を主体に法令順守の責務を担っている全国の沿海都道府県にはかなりの数の漁業取締船艇と漁業監督吏員の存在がある。その活動についても紙幅の許す範囲内で概説してみたい。

なお、本原稿の執筆に関しては筆者個人の意見であり、政府や水産庁の見解や意見とは一切関係がないことを予め記しておきたい。

## 第2章 漁業取締りに関する先行研究・調査、関連書籍について

漁業や漁政に関する調査や研究成果は多数みられるものの、これまで漁業取締りに焦点を当てた論文や書籍は案外少ない。一般に、事件として日本漁船や漁船員の拿捕、衝突等が起きた時等、例えばロシア官憲による日本漁船の拿捕、その逆に外国漁船である中国漁船の小笠原諸島でのサンゴ密漁等は報道が大きくなされるが、個別事件としてではなくあまねく漁業取締りという観点から取りまとめられたものはほぼ無い。

その中で、黒肱善雄著「農林省船舶小史(1)～(6)」は、戦前の漁業取締船に焦点を当てている稀有な著作である。水産庁東海区水産研究所業績C集さかな No. 14号(昭和50年2月)～No. 22号(昭和54年3月)に6回に亘って投稿されたものである。数少ない戦前の調査取締船の活動について、丹念に調査の上記述がなされている。1913(大正2)年～1954(昭和29)年までの記録である。

今日、特に東アジアで海洋覇権を巡る争いが激化する中、領土問題や国境

問題にも国民の関心が高まっている。

そのため、海洋覇権や漁業取締り、海の国境問題等に関する本が多方面から執筆出版されるようになってきた。近著として2019年には、元海上保安庁長官の著書(佐藤雄二 2019) や水産庁漁業取締船舶長の著書(橋本高明 2019) などが相次いで出版されている。

また、学術的には海上保安大学校の研究者による戦前、戦中の「海上保安」を扱った論文(井上彰朗 2018, 19) も発表されている。

今回取りまとめた本著は、「漁業取締り」に焦点を当てたものである。これに関心のある研究者が、更に一層調査や研究を進めるきっかけとなり、行政官等の行政施策の参考になればと願う。

巻末に本著で利用させていただいた引用文献・参考文献を掲げておくので参照にいただきたい。

なお、本著で引用元は(著者名、発行年、頁 - 要すれば) で示している。

### 第3章 漁業の取締りの始まり

#### (1) 我が国における古代から江戸時代までの漁業の枠組み

中国の史書、魏志倭人伝には邪馬台国の卑弥呼に金印を送ったことが記されているが、同時に倭人の民俗に関する記述もある。それは、倭人は体に入れ墨をし、海に潜りあわび等の海産物を獲っていると書かれている。このことは日本人が、古来から良く海産物を利用し摂取してきた証左の一つでもある。

又、漁業関係者には広く知られたことであるが、養老律令(701年)の雑令には、「山川藪澤の利は公私これを共にす」と書かれ、海を含め山や川、藪(雑草雑木地) や澤(湿地) といったこれらの自然地は独占されるものでなく、入り会って利用すべきで、これら自然地の独占による占有を認めないこととし、皆で利用せよとされた。

こういった我が国の海の利用に関する律令的背景のもと、海の利用は入会

を原則として形成されてきた。

入会の理論として、資源に対して利用する側の圧力が低い場合、すなわち資源が十分に存在し、少々の利用(採集)を加えても資源が減らない状態では、利用する人間側は己の欲するところに即して需要を満たすことができる。そのため、利用者同士の間で紛争は起こらないが、徐々に人口増加や利用する量が増加して需要が大きくなれば、どうしても利用者間で争い事、紛争が生じてくる。

そのため、時代が下って、江戸時代においては、利用頻度の高くなる沿岸近くの前浜の磯猟場は一村専用漁業として地元の漁村民が優先的に利用することとするが、その沖合は自由に入り会って各人が漁業を行ってよいとした。それが「磯は地付き、沖は入会」律令要略(寛保元年1741年)と定められて、現代にいたるまでわが国の漁業の枠組みとされた。

江戸時代まで、山地や原野、河川の水の利用などは同様な原理で、特定の者による独占を許さず、関係者間で自然資源を利用するルールを定めて資源が枯渇しないよう利用されてきた。そのため、利用者間では資源が枯渇しないよう自主的なルールを定めてきた。

それでは、江戸時代には、具体的にはどのようなルールのもとに漁業資源の利用がなされてきたのだろうか？

## (2) 入会者同士の自主的ルールと公権力による漁業規制

江戸時代におけるサケに関する操業ルールと資源保護について二つの事例が紹介されている(渡辺尚志 2019)。

渡辺によれば、一つはサケを捕獲し利用する側の間で定められたルールである。いわば近代的な言葉で言えば、民間側で慣行的に定まったルールである。引用すると、

岩手県宮古市の津軽石川はサケに関し、河口部の四村が、「共有の漁場

を日替わりで利用してサケ漁を行っていた。そして漁場の利用に関しては『瀬川仕法』という共通ルールが定められていた。その内容は、次の二点である、①操業時間は午前八時から午前一〇時ころまでとする。②川で孵化した稚魚を保護する。」とするものであった。その理由を、夜間に溯上し産卵する習性があるため、これを避けることと、孵化したサケの稚魚を保護するためとしている（渡辺尚志 2019 P44。下線は筆者が付した。）。

二つ目は藩が定めて取締りを行ったルール、いわば公的ルールである。これが公的権力による取締りの始まりであろう。新潟県北部を支配した村上藩は種川制度と呼ばれるサケの資源保護制度を実施していたとし、その内容を概要次のように紹介している。

「種川では産卵後のサケのみ捕獲してよいとされ、さらに夜間のサケ漁や稚魚の捕獲は厳禁された。・・・種川制度の導入前から、三面川の流域住民は小魚の漁を行っており、そこでは小魚とともにサケの稚魚も捕獲された。藩ではそれを問題視して、寛政七年（一七九五）に小魚漁の禁止令を発布した。・・・また、種川制度では夜間の操業が禁止されていたが、藩ではそれに違反して夜間に漁をする人びとを、下級役人を使って摘発・処罰した。このように、種川制度は、一般の民衆に対する監視体制の強化を伴って実施されたのである。」（渡辺尚志 2019 P46～47。下線は筆者が付した。）

江戸時代は幕藩体制であったため、いわば地方分権であった。村上藩が公権力を背景に強制力を持って、処罰を伴う禁止令を発した。これは漁業取締りの生い立ちの一例と考えられる。

なお、渡辺は、村上藩の禁止令の政策としての背景を示している。ここも引

用すると、

「種川制度はサケの漁獲量拡大による漁業税の増収を目論む藩の政策志向の産物でもあった。支配者が収益増大を目指して漁業の振興を図り、小魚や夜間の漁などそれに抵触する民衆の動向を取り締まるというものである。このようなあり方は明治政府に継承され、漁業資源繁殖政策として、全国に拡大して実施されることになる。村上藩の種川制度は、その原型をなすものであり、近代の漁業政策の基調を先取りするものであった。資源保護のためには、一定の規制が必要となる」（渡辺尚志 2019 P47～48 下線筆者が付した。）

だが、実際に明治政府が立ち上がり、漁業資源保護のための規則や法令が整備されるまでには、なお時間を要した。その点は後述する。

## 第4章 明治時代における漁業制度の整備

### (1) 明治になっての最初の漁業法

江戸時代になると、商品作物の栽培が盛んになるが、綿栽培などがそうであるが、その元肥えとしてのイワシの干鰯が流通するようになっていく。また、蝦夷地のニシンや昆布も北前ルートも開発されて大量に本州へ持ち帰られるようになっていく。この時代は、房総半島九十九里を主体に鰯は地引網で漁獲され、ニシンも北海道日本海側の番屋でやんしゅうが集められ、産卵期に短期集中型で漁獲が続いた。この頃の漁業について、どのような規制や取締りが行われていたかは、定かでない。むしろ、そのころの問題点は誰にどこに免許を与えるかというほうが重要であったに違いない。明治になっての最初の漁業法は、その与え方に主眼を置き、漁業権の免許の手続きを定めるものとなっている。

## (2) 進められる大規模な漁業取締規則の制定と漁業摩擦

さて、明治になっても、従前から行われてきた江戸時代から続いてきた漁業の形態ややり方はそう急激に変わるはずもなく、依然として人力の櫓舟と帆掛け船で漁業が行われ、幕藩体制の下での各藩の漁業に関する施政を引きずっていた。水産資源に強い影響を及ぼす機船や鋼船が登場するまでにはまだ時間を要した。

幕末前後に英語通訳として活躍したジョン・万次郎のその時代の状況を見てみよう。幕末の1841(天保14)年1月に高知足摺岬の沖合で鱈鯖漁をしていた時に遭難しアメリカの捕鯨船に救われアメリカに渡ったジョン・万次郎は、5人乗りの櫓舟で釣りをしていた時流され、風にあらがうことができず漂流したとされる。また、ペリーが浦賀に向かって鎌倉沖を航行していた時、この巨大船を見とがめた小船の地元のカツオ漁船は、急遽地元の役人に伝えたとされるが、まだまだ近代的な内燃機搭載の漁船には程遠かった。

時は江戸時代から明治政府に移っていくにつれて、明治政府は殖産興業を目指し、欧米型の産業国家を追求していくこととなる。新政府は欧米の制度を採り入れ、欧米型の法律体系を取り入れようと、盛んに欧米の国々の制度を研究するため使節団の派遣を行ってきた。

時代が進んで、明治政府は治安の維持と殖産興業の面の充実を図らねばならなくなったが、漁業は勸業の観点からとらえられ、まずは内務省に水産掛がおかれ、その後新設された農商務省に移管され、1885(明治18)年に水産局が置かれた。その後、行政改革のあおりで一旦組織縮小されたものの、再び1897(明治30)年からは水産局として常設され、水産局は戦後の1948(昭和23)年になって農林省の外局として水産庁へと組織再編されるまで続いてきた。水産局としては63年(常設されてからは51年)間にわたり、また水産庁となつてから72年が経過し計135年が経過し現在に至っている。

明治政府にとって、最初に漁業法が作られたのは1901(明治34)年であるから、水産局常設設置の4年後である。こうして、国としての水産局の組織と

体制が整ってきた「(濱田武士、佐々木貴文 2020 第1章)。

それに至るまでの、各地方の漁業は、各地の漁業者同士で作り上げた自主的ルール、藩の権力による漁業規則が何らかの形で残った。国の中央集権による水産体制が整うまで、各府県等は国の体制整備を待つまでもなく日常の漁業秩序を保たねばならず、各府県等がそれぞれ江戸時代からの慣例に従い、国を先取りし「捕魚採取藻取締規則」「漁業取締規則」を定め府県等の漁業行政を司った。

各県のそれぞれの規則を詳らかにする余裕はないが、山口県の漁業取締の歴史が参考になる(有蘭眞琴 平成14 P50～52)。

それによると、国による最初の漁業法が制定される1901(明治34)年よりも11年以前に、「(山口) 県は、明治23年(1890年)に制定した『漁業取締規則』によってその取締りと保護を励行してきました」とし、「明治39年・44年・大正8年と逐次改正した」とする。「44年(1911年)の改正では、瀬戸内漁業に対する制限禁止の章を設けたとし、政府も瀬戸内海における乱獲を防ぐため、42年11月に『瀬戸内漁業取締規則』を設けたが、なかなか励行されませんでした」としている。

また、「政府は(瀬戸) 内海漁業不振の原因として、漁場に比べて漁民の数の多いことをあげ、その打開策として朝鮮海への通漁と漁民の移住を奨励するよう指示」したとされる。

他方、明治政府は遠洋漁業奨励法を1897(明治30)年に公布したが、そのことは漁船の機械化と大型化が進む中で、「零細な沿岸漁民は機船底曳網による無法な乱獲により苦しめられた」とした。

山口県は「政府は大正10年9月に『機船底曳網漁業取締規則』を公布したがそれだけでも十分でなかったため、沿岸零細漁民は禁止区域の拡大と違反船の取締り強化を求めて広範な請願を行った」としている(下線は筆者が付した)。

ここで特徴的なのは、「(山口) 県は下関水上警察署に漁業取締りのため防

長丸（明治 41 年建造、最大速力 10 ノット）と鴻城丸（明治 37 年建造、最大速力 9 ノット）の 2 隻を配置し。違反船の検挙に務めました。この両船は老朽船である上、予算不足のため燃料石炭も毎月 10 日分くらいしかなく、十分な取締まりは出来ませんでした。こうして沿岸水産資源は次第に枯渇していきました。」としている。

ここで注目したいのは、山口県は漁業取締の実行を警察の水上署に求め、そのための船を配備したという事である。

政府が遠洋漁業奨励法を公布した 1897（明治 30）年は、ちょうど農商務省に水産局が常設された年に当たり、これを契機に遠洋漁業や沖合漁業が急速に伸長していく。最初の漁業法 1901（明治 34）年の条文の中には漁業に関する取締官の制定に関する条項はなく、主に漁業権の事だけが規定された。しかし、遠洋漁業奨励法が制定されてから次の漁業法改正 1910（明治 43）年の頃には、遠洋・沖合漁業が拡大してきて、これらの強力な漁業については許可制にしていくとともに操業区域・禁止区域等を制定したため、それに伴

表1 明治期から戦後にかけての漁業取締り関係規則

制定年西暦	制定年	制定法規
1890 年	明治 23 年	漁業取締規則（山口県による規則）
1900 年	明治 33 年	間接国税犯則者処分法
1901 年	明治 34 年	漁業法
1909 年	明治 42 年	鯨漁取締規則
1909 年	明治 42 年	機船トロール漁業取締規則
1910 年	明治 43 年	漁業法改正
1911 年	明治 44 年	瀬戸内海における漁業取締に関する規定
1911 年	明治 44 年	漁業監督吏員ニ関スル件（勅令）
1914 年	大正 3 年	「タラバ」蟹類採捕の取締規則発布
1921 年	大正 10 年	機船底曳網漁業取締規則
1921 年	大正 10 年	漁業監督吏員ニ關スル件（勅令改正）
1923 年	大正 12 年	工船蟹漁業取締規則
1929 年	昭和 4 年	母船式鮭鱒漁業取締規則
1933 年	昭和 8 年	秋刀魚漁業制限に関する省令
1934 年	昭和 9 年	母船式漁業取締規則（工船蟹・母船式鮭鱒・母船式鯨漁業を統一）
1949 年	昭和 24 年	漁業法（戦後の昭和漁業法）
1950 年	昭和 25 年	漁業法施行令（政令）漁業監督官の資格

い取締りが必要になった。そのため、大規模な漁業から順次年を経るにつれて漁業種類に応じて取締規則を定めていくことになる。(表1)

これはいわば、遠洋漁業奨励法で強大な漁業を育成するため、奨励金を与えアクセルを噴かせ漁業を育成するとともに、育ってきた大規模で強力な各漁業種類から許可制を敷いていき、漁業の秩序を順守させることとしたものである。これら漁業取締規則を制定してブレーキとして制御していくこととなった。

この奨励策の下で、実際遠洋漁業が北洋や南洋、東シナ海等に膨張拡大していくこととなり漁業生産力の面で大いに拡大し、光の面から見れば殖産興業や富国の観点から国策として望ましいことであった。他方、影の面としては特に沿岸に隣接して沖合で操業する機船底曳網漁業は沿岸漁業者との間に深刻な摩擦を起こしていくこととなった。

特に機船底曳網漁業は機動性があり漁獲圧力が強いいため資源枯渇を招き、零細沿岸漁業者にとっては生活の困窮を引き起こすことから、上述のように山口県でも漁業取締規則で定められた禁止区域の拡大要求請願と高速な取締船の導入などを求めていくこととなった。

そこで、国は1910(明治43)年の改正漁業法第41条で、初めて「漁業監督」が条文に書き込まれることとなった。これも、大規模な漁業の発達・拡大にともなう明治時代末の時代背景であった。

漁業法(明治43年)の条文によると、次の官吏が漁業監督をできると定めた。

明治改正漁業法 1910(明治43)年

第41條 海軍艦艇乗組將校、警察官吏、港務管理、税關官吏又ハ漁業監督吏員ハ漁業ヲ監督シ必要アリト認ムルトキハ船舶、店舗其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿物件ヲ検査スルコトヲ得

この漁業法が制定された1910(明治43)年は、日清戦争1894(明治27)年を経て、日露戦争1904(明治37)年の後であった。

明治政府は、憲法（1889年公布 1890年施行）をはじめ、民法（1896（明治29）年法律第89号）から刑法（1907（明治40）年公布、1908年明治41年施行）などを取り入れるとともに中央集権国家体制を作り上げていく。

又、新しい国家と政府を維持しようとこれまでの農本主義的な、石高による物納財政体制から貨幣による金納体制を立ち上げていこうとした。

### （3）海軍艦艇乗組将校や漁業監督吏員が漁業監督にあたる事に

近代的法律体系に基づく、漁業に関する法令は明治時代における漁業法1901（明治34）年4月13日法律第34号に端を発する。

明治34年の漁業法には条文上一応「取締り」なる用語が出てきてはいる。同法第4章の見出しは「蕃殖保護及漁業取締」（下線は筆者がつけた）が見られる。

第55条には、「定置漁業及特別漁業ニ関シテハ行政官庁ハ漁場取締ノ為命令ヲ以テ保護区域ヲ設クルコトヲ得」（下線は筆者が付した。原文は旧漢字、数字には漢字表示で示されているが、筆者が現代の漢字、アラビア数字に改めた。）

ただ、この時の漁業法には取締りを行う役人（官吏）を明示的に示す条文はなかった。

初めて、漁業取締を行う役人（官吏）を明示的に示した法令としては、上述の明治43年の改正漁業法第41条が最初である。

この頃、明治政府は欧米に追いつくとばかり、遠洋漁業や機船漁業の育成に邁進してきた。

そうすれば、これまでの沿岸で行ってきた小規模の沿岸漁業との摩擦は当然頻発するのは必至である。政府はそのため、これら漁業に関して強力な規制をする法令を矢継ぎ早に制定してきたことも記した。

「大日本水産史」（片山房吉 昭和12年）によれば、漁業法に基づいて、農商務省及び農林省から発布した取締規則の先駆は明治42年6月1日から

施行した機船トロール漁業取締規則だったとしている。そしてその規則の制定の理由を次のように記している。

「本規則は、水族の蕃殖保護と、一般沿岸漁業保護の必要からして、トロール漁業を許可漁業として、農商務大臣の許可をうけしむることと、禁止区域を定めて、一定地区内の他の漁業を保護することを目的としたものである。」(片山房吉 昭和 12。下線筆は筆者が付した。)

次いで、年を追って取締規則が制定されていく。片山に沿っていくと

明治 42 (1909) 年 11 月に鯨漁取締規則

明治 44 (1911) 年瀬戸内海における漁業取締に関する規定、

この二つは水族の蕃殖保護の必要上からとされた。

また、「明治 42 年に水族の蕃殖保護に関する取締方に関して訓令を出して、更に明治 44 年には取締りの実行を期する為に、漁業監督吏員に関する勅令を發布して積極的に非違の取締をすることとなった。」(片山房吉 昭和 12。P349)

43 年に漁業の監督に当たることのできる官吏は海軍艦艇乗組将校など 5 つの職種としたが肝心の漁業の専門の漁業監督吏員にはどういう資格を有する者が任命されるのかは定められていなかったのもので、その「取締りの実行を期すため」、44 年に勅令により政府はどのような者が漁業監督吏員となれるかを最初に明示的に示すこととなった。

#### (4) 漁業監督吏員になれる資格の変遷

ではその公務員(官吏)制度の勅令はどうなっているか。

明治 44 年の漁業監督吏員ニ関スル件(明治 44 年 3 月勅令第 27 号)では、下記にみるように、漁業監督吏員になれる資格を、農商務省と府県等の漁業に関する事務を掌理する官吏と府県等の水産試験場及び水産講習所の職員、道府県都市の水産技師及び水産技手も対象とすることとした。ただし、財政面で、道府県等で漁業監督吏員を置きたいなら、国としての支援は無いので

地方費等の自前の財源でまかなえとの姿勢であった。

漁業監督吏員ニ関スル件 (明治 44 年 3 月勅令第 27 号)

第 1 條 漁業監督吏員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

- 1 農商務省及道庁府県郡並島庁ニ於イテ漁業ニ関スル事務ヲ掌理スル官吏
- 2 道府県郡市立水産試験場及水産講習所ノ職員
- 3 道府県郡市ノ水産技師及水産技手

第 2 條 前條ノ漁業監督吏員ハ農商務省ノ官吏ニ付イテハ農商務大臣、其ノ他ノ者ニ付イテハ地方長官之ヲ命ス

第 3 條 北海道廳長官又ハ府縣知事ハ北海道地方費又ハ府縣費ヲ以テ特ニ漁業監督吏員ヲ置クコトヲ得

この勅令が出されてからも、遠洋や沖合漁業の拡大発展は目覚ましく、その後さらに大正時代から昭和の初期にかけても漁業種類ごとの取締規則は発布されていく。

大正 3 年「タラバ」蟹類採捕の取締規則発布

大正 10 (1921) 年 機船底曳網漁業取締規則

大正 12 (1923) 年 工船蟹漁業取締規則

昭和 4 (1929) 年 母船式鮭鱒漁業取締規則

昭和 8 (1933) 年 秋刀魚漁業制限に関する省令

昭和 9 (1934) 年 母船式漁業取締規則 (従来 of 工船蟹漁業と母船式鮭鱒漁業に、母船式鯨漁業を加え統一した取締規則とした) (片山房吉

昭和 12。P349)

しかし、その勅令の出された 10 年後の 1921 (大正 10) 年には、漁業監督吏員に関する先の勅令は改正される。

下記にみるように、漁業監督吏員になれる対象者から府県等の水産試験場や水産講習所の職員などのいわゆる調査研究機関の職員と、道府県郡市の水産技師及水産技手等を文言上対象から外している。その理由について、筆者のこれまでの文献調査の範囲では明らかでないが、教育史に詳しい北海道大学水産学部佐々木貴文准教授は、「おそらく、試験研究機関の職員はサイエンス(科学)に関する仕事が増大し、法令や規則等を扱う取締り業務は扱うのが難しくなったのではないか。」(筆者が2020年1月21日聴き取り)とされる。郡市の水産技師を外したのも専門性の高い者に絞ろうとしたのではないか。

#### 漁業監督吏員ニ關スル件

大正10年2月勅令第17號ニ依ル改正

第1條 漁業監督吏員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

一 農商務省及道廳府縣郡並島廳ニ於イテ漁業ニ關スル事務ヲ掌理スル官吏

二 漁業ニ關スル事務ヲ掌理スル地方産業職員

第2條 前條ノ漁業監督吏員ハ農商務省ノ官吏ニ付イテハ農省務大臣、其ノ他ノ者ニ付イテハ地方長官之ヲ命ス

第3條 北海道廳長官又ハ府縣知事ハ北海道地方費又ハ府縣費ヲ以テ特ニ漁業監督吏員ヲ置クコトヲ得

#### 附則

本令ハ明治四十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (大正十年二月三日、勅令第十七號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

なお、農林省所有船の中で調査船を目的として初めて1919(大正8)年5月に鵬(おおとり)丸(192ト)が竣工している。同船は大正8年から4年間で露領沿岸の全てを運行調査するという大事業を成し遂げたという。かといっ

て取締りや治安関係は無関係であるわけにはいかず、鵬丸はロシアの尼港事件（注）で最初に駆け付けた軍関係以外の船の第1船であった。しかもロシア革命の混乱に備え常備南部式拳銃20丁のほか、陸軍省からの機関銃1丁、騎兵銃15丁などを備えていたというから、監視業務と截然として無縁ではなかったようだ。ただ、調査が主業務となれば、時期を追うごとに増えていく漁業種類ごとの取締規則を理解し、その規則の執行を片手間で行うことは難しくなっていたのではなかろうか。いわば、漁業に関する業務に専門性に特化した分業が進んで行ったようだ。

（注）1920年シベリアのアムール川河口のニコライエフスクにてパルチザンとの衝突により日本軍や日本人居留民700人余が虐殺された事件

## 第5章 戦前の漁業取締り体制とその取締りの変遷

### （1）戦前における漁業取締りの状況

1911（明治43）年の改正漁業法で漁業監督に当たることのできる職種の官吏は、既述のとおり同法第41条「海軍艦艇乗組将校、警察官吏、港務管吏、税関官吏又ハ漁業監督吏員」と5種類の職種の軍人・官吏がその任に当たるとされている。

では、どのようにして漁業の監督を行っていたのであろうか。

まず、臨検であるが「漁業を監督し必要あると認むるときは船舶、店舗その他の場所に臨検し帳簿物件を検査することができる」としている。そして、「臨検に際し漁業に関する犯罪ありと認むるときは搜索をなし犯罪の事実を證明すべき物件の差押を為すことができる」とされてきた。

なお、「臨検、搜索及び差押に関しては、間接國稅犯則者處分法を準用せよ」になっていた。

では、間接國稅犯則者處分法とは如何なる法律かという事になる。（捕足資

料参照)

しかし、この法律に関し、従前の水産関係書には詳細を説明したものが見当たらない。そこで、この法律を詳らかにするとともに、いくつか特徴的な点を説明しておきたい。

この法律は収税官吏として間接国税に関し犯則があるときの手続きを定めている。

戦前の間接国税として代表的なものは酒税であった。それに対して直接国税としての代表例は、所得税と法人税である。

戦後から令和の現在では裁判所の令状を得なければ捜索や差押は出来ない令状主義へと移行したが、当時はこの手続きを経ないで、捜索や差押ができることとなっていた。

同法は「第1条 間接国税に関する犯罪ありと認むるときは収税官吏は犯則事実を証明すべき物件、帳簿、書類等の差押をなすことを得」とされている。いわば収税官吏に犯罪ありと認むるか否かの判断が委ねられていた。

というのは収税業務は専門性が高く、捕捉するのに専門知識が必要なため、収税官吏の業務に対して特にこのような法律が定められたようだ。また、現場で臨検していて犯則を見つけた時に、犯則事実を証明すべき物件、帳簿、書類等を差押える緊急性が求められるからとされる。

漁業においても、犯則現場における緊急性が必要なため、間接国税犯則者處分法を準用することとされたものようである。

もう一度明治期における我が国の税収の実態に戻れば、現実の問題として明治期における我が国の税収の双璧を為すのは、実は間接税たる酒税と地租税であった。明治30年代の日露戦争を契機に財政事情を満たすべく酒税が国税の税収1位となった。その後直接税たる所得税が国税収入の1位となったが、酒税が所得税や法人税(昭和15年に所得税から分離)にその座を譲ったのは(ずっと後の)昭和10年代にとされる。

(出典：酒税が国を支えた時代 | 租税資料特別展示 | 税務大学校 | 国税庁)

[www.nta.go.jp/about/organization/ntc/sozei/.../01.htm](http://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/sozei/.../01.htm)

その間接国税たる酒税関係の犯則件数は明治期には約 1 万件 / 年前後で推移しており、戦後の混乱期にはなんと約 5 万件 / 年もの犯則件数があったとされている。

立入検査には身分證票が要するため、漁業法では但し書きで漁業監督吏員は間接国税犯則者處分法第 4 条の規定「収税官吏臨検、搜索、尋問又は差押を為すときは其の身分を證する證票を携帯すべし」を準用すべしとされている。収税官吏には身分證票の携帯に加え、制服も導入されているが漁業監督吏員には制服は定められていない。筆者として、理由は確認できていないが、国と府県の吏員がいたので一義的に定めなかったのではないかと推測するが、今後引き続き調査したい。

なお、「明治 33 年 1 月税務署の中でも間接国税の検査に従事する職員に制服の導入が発令され、同年 2 月 1 日から実施に移された」。その理由として「『官吏たる品位を』保つため。及び『執務の便を』得るための制服が望まれるようになった」からとしている。(出典：国税庁 HP)

[www.nta.go.jp/about/organization/ntc/sozei/.../146.htm](http://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/sozei/.../146.htm)

なお、酒税逃れの「密造取締りの調査の際には、間税職員が暴行を受けるといった事件もおこりました」とされていることから、収税官吏が密造者に暴行を受けるという事はあったようである(同上出典、酒税行政と酒税)。

そのための対処法として、間接国税犯則者處分法では第 5 条で「収税官吏臨検、搜索、尋問又は差押を為すに當り必要るときは警察官吏の援助を求むることを得」(下線筆者が付した)として、警察の援助が求められる規定を定めている。収税官吏は武器の携行を法令上許されていないためである。なお、同じ大蔵省(現財務省)職員でも、税関職員は小型武器の携行は認められている(関税法 104 条)。さらに、それに加えて臨検、搜索、差押等に際し必要

な場合に警察官又は海上保安官の援助を求めることができることとされている（関税法 130 条）。

なお、戦後の 1953（昭和 28）年に施行された麻薬及び向精神薬取締法では麻薬取締官及び麻薬取締吏員は小型武器の携行ができる規定（第 54 条第 7 項）がある。

麻薬及び向精神薬取締法第 54 条第 7 項

「7 麻薬取締官及び麻薬取締員は、司法警察員として職務を行なうときは、小型武器を携帯することができる。」

## （2）戦前の漁業取締船と漁業監督吏員の業務状況

では、戦前の漁業取締船や漁業監督吏員はどのようにして漁業取締りをしていたであろうか。

上述のように、わが国は殖産興業の政策の下、漁業の動力化、遠洋、沖合漁業を興すことで漁業生産力を上げていった。そのため、繰り返すまでもないが規模の大きな漁業ごとに許可漁業とし、その取締りのため漁業取締規則を制定していった。

他方、戦前の農林省水産局は遠洋沖合の大規模漁業の幹部を養成する為、1888（明治 21）年に大日本水産会により設立された漁業伝習所を、1897（明治 30）年に農林省による官立の水産講習所として引継ぎ、漁業調査船を建造して北洋始め南洋等の漁場開拓に尽力していった。その後、水産講習所にあった試験部から枝分かれするように、農林省水産試験場（のちの水産庁東海区水産研究所）が設けられていった。農林省の所属の船舶は、その歴史的経緯から、漁業調査をしつつ取締船として活動していくこととなった。その当時の資料の多くが残っていないが、農林省の船舶は、漁業調査や漁業取締りをしつつも、漁場開拓、新漁業開発、漁業訓練ときには海洋気象観測と多面的な様々な業務を担ってきた。（表 2）

特異な業務を担った漁業取締船もある。戦前、「農林省水産局が持っている

表2 戦前の漁業取締規則と漁業取締船の建造(黒字は東京拠点、赤字は唐津拠点)

西暦	元号	規則制定、事件等	建造年	廃止年	廃止理由等	
1890年	明治23年	漁業取締規則(山口県による規則)				
1891年	明治24年					
1892年	明治25年					
1893年	明治26年					
1894年	明治27年					
1895年	明治28年					
1896年	明治29年					
1897年	明治30年					
1898年	明治31年					
1899年	明治32年					
1900年	明治33年	間接国税犯則者処分法				
1901年	明治34年	漁業法				
1902年	明治35年					
1903年	明治36年					
1904年	明治37年					
1905年	明治38年					
1906年	明治39年					
1907年	明治40年					
1908年	明治41年					
1909年	明治42年	鯨漁取締規則、機船トロール漁業取締規則				
1910年	明治43年					
1911年	明治44年	瀬戸内海における漁業取締に関する規定、漁業法改正、漁業監督吏員勅令				
1912年	明治45年					
1913年	大正2年		速鳥丸			
1914年	大正3年	「タラバ」蟹類採捕の取締規則発布				
1915年	大正4年					
1916年	大正5年					
1917年	大正6年					
1918年	大正7年					
1919年	大正8年		天鷗丸、 鵬丸			
1920年	大正9年					
1921年	大正10年	機船底曳網漁業取締規則、漁業監督吏員勅令(改正)	天鳥丸		この頃山口県では下関水上警察署へ漁業取締のため防長丸、鴻城丸配置	
1922年	大正11年		白鳳丸			
1923年	大正12年	ソ連の日本母船蟹漁業拿捕で、海軍駆逐艦派遣		鵬丸	関東大震災でその後消息不明?	
1924年	大正13年			天鷗丸	前年関東大震災後、代船蒼洋丸建造へ	
1925年	大正14年		初鷹丸	天鳥丸	渤海湾で座礁	天鳥丸の代船として建造
1926年	大正15年					

西暦	元号	規則制定、事件等	建造年	廃止年	廃止理由等	
1927年	昭和2年		祥鳳丸	速鳥丸	済州島で座礁	
1928年	昭和3年		俊鶴丸			
1929年	昭和4年	母船式鮭鱒漁業取締規則	飛隼丸			速鳥丸の代船として建造
1930年	昭和5年					
1931年	昭和6年					
1932年	昭和7年					
1933年	昭和8年	秋刀魚漁業制限に関する省令	俊鷹丸、白鴻丸			祥鳳丸函館へ配置換え
1934年	昭和9年	母船式漁業取締規則(工船蟹・母船式鮭鱒・母船式鯨漁業を統一)				
1935年	昭和10年					
1936年	昭和11年		快鳳丸			
1937年	昭和12年	工船蟹漁業取締規則				
1938年	昭和13年					
1939年	昭和14年	日ソ関係悪化、ソ連警備船が武装整備				
1940年	昭和15年					
1941年	昭和16年					
1942年	昭和17年					
1943年	昭和18年					
1944年	昭和19年			祥鳳丸	西カロリンで沈没	
1945年	昭和20年	終戦		飛隼丸、快鳳丸	飛隼丸、瀬戸内海で触雷沈没	俊鷹丸、白鴻丸もフィリピンで沈没。快鳳丸襟裳沖で魚雷
1946年	昭和21年					
1947年	昭和22年	韓国による日本漁船拿捕発生				
1948年	昭和23年	水産庁発足7月(水産局から外局へ)、海上保安庁発足5月				
1949年	昭和24年	漁業法(戦後の昭和漁業法)				
1950年	昭和25年	漁業法施行令(政令)漁業監督官の資格				
1951年	昭和26年					
1952年	昭和27年					
1953年	昭和28年	韓国が水産庁監視船第2京丸拿捕				
1954年	昭和29年	韓国が海上保安庁巡視船「さど」を銃撃連行		初鷹丸	30年使用後用途廃止	
1955年	昭和30年					
1956年	昭和31年					
1957年	昭和32年					
1958年	昭和33年					
1959年	昭和34年					
1960年	昭和35年					
1961年	昭和36年			俊鶴丸		
1962年	昭和37年					
1963年	昭和38年	韓国が海上保安庁巡視船「のしろ」1時間半後釈放				
1964年	昭和39年	韓国が海上保安庁巡視船「ちくご」を連行				

西暦	元号	規則制定、事件等	建造年	廃止年	廃止理由等	
1965年	昭和40年	日韓漁業協定発効				
1966年	昭和41年					
1967年	昭和42年					
1968年	昭和43年					
1969年	昭和44年					
1970年	昭和45年					
1971年	昭和46年					
1972年	昭和47年					
1973年	昭和48年					
1974年	昭和49年					
1975年	昭和50年					
1976年	昭和51年					
1977年	昭和52年	ソ連が200海里実施、日本も対抗上200海里実施				

た北洋向け取締船6隻のうち、祥鳳丸(176ト)は北日本の漁業の取締りに、得撫丸(224ト) 新知丸(55ト)は北千島の養狐事業に従事しているため、俊鶴丸(531ト)、白鳳丸(332ト)、金鷄丸(161ト)が分担してこれに当たった。」(黒肱善雄 昭和51年。下線は筆者が付けた。)とされている中、キツネの養殖に水産局の2隻の取締船が従事していたのは意外であった。しかし、筆者は大きく年の離れた水産庁OBに次の事を聞いたことがある。当時は半信半疑であったが、「戦前は千島列島は日本の領土であったところ、この列島の管轄は農林省水産局が担っていた。その一環で毛皮として高価なキツネ(筆者注ギンギツネかアオキツネか)の養殖を行っていた。」ということであった。

更に漁業取締船が担った多様な業務を示す例をあげてみよう。

農林省の北洋看視船(筆者注:監視ではなく、看視船の字が使われている)である白鳳丸が、監視の傍らなんと千島列島で火山爆発で形成された新島を発見している。最近、伊豆諸島の西ノ島のそばに海底火山噴火で新たに島が形成されたが、現在は海上保安庁海洋情報部がその形成状況を観測しているが、かつて農林省の看視船が行っていた事実がある。これに関し、次の情報検索から見る事ができる。

「1934年(昭和9年)1月26日北洋の冬季航海を実施し、航海気象を観測していた農林省の北洋看視船白鳳丸は北千島の幌筵島付近航行中、海底

火山からの噴火による新島を発見している。同船船長の名前を取って『武富島』と命名された。」(出典：HP 北極圏人会)

<https://arctica.jp/report/horizon-in-oblivion-2/>

この武富船長は、北洋を熟知し、色々な場面で活躍している・

その当時、農林省の船舶は、漁場開拓や航行に必要な気象観測なども実施し、現在の海上保安庁や気象庁の仕事も行っていたことが伺われる。

また、太平洋戦時体制が強化されていくと、農林省の船舶は海軍に借用され、軍に借用という形で、一般徴用船(気象観測船兼監視船)として俊鷲丸、白鳳丸、快鳳丸(逆に海軍から農林省に払い下げ)などが漁業取締船として使われ、北洋漁業の保護の任務に当たる等した。

(出典：HP 一般徴用船(気象観測船/測量船))

<http://www.tokusetsukansen.jp/J/413/index.htm>

また、「各国の主張する領海は当時3海里が一般的であったが、ソ連は領海12海里を主張していた。このため北洋では、沿岸4、5海里で操業する日本の母船式蟹漁業において被拿捕の問題が発生していた。この被拿捕問題に関し、農林省が監視船による警戒監視をおこなっていたほか、大正12年以来海軍が駆逐艦を派遣していた。」(井上彰朗 2018 P13)とされる。双方の国の主権の主張が異なっていたための摩擦であった。

このような記述は、大正3年「タラバ」蟹類採捕の取締規則発布されたこととも符合し、往年水産庁で勤務していた複数のOB職員が、海軍とともに監視業務を行っていたと語っていたことと符合する。

なお、蟹工船の開発に関しては、当時農林省の水産講習所の漁業調査・訓練船が切り開いたものである。

現東京海洋大学の品川キャンパスに展示されているパーク型帆船の雲鷹丸(うんようまる)は、明治42年(1909年)から昭和4年(1929年)まで、

各種漁業調査や実習、漁具開発に貢献するとともに船上でのカニ缶詰製造に成功し、後の大型蟹工船の先駆けとなったとされる。同船は平成 10 年に登録有形文化財に指定されたとされている。

(出典：東京海洋大学 HP)

<https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/facilities/unyoumaru.html>

このように農林省は官立水産講習所で遠洋漁業を担う幹部育成、新たな漁業開発や新規漁場開拓、利用加工新技術の開発を進めるとともに、漁業取締船も派遣して新たに遠洋漁業を産業として作り上げていった。しかし、太平洋戦争がはげしくなるにつれて漁船が徴用され、攻撃される漁船が増えるにつれて「戦中には、保護取締り対象の(漁船の)活動も低調になっていたとされ」ていくが、「一方、昭和 14 年 4 月対ソ関係の悪化(5 月にはノモンハン事件始まる)、ソ連国境警備船の武装整備を受け、日本漁船の保護取締りのため、(農林省の)快鳳丸と俊鷲丸用に陸軍の重機関銃と実包の購入を請求するに至った。…その後、海軍の出師準備、戦争の勃発により大型動力漁船が徴用され保護・取締すべき船舶が減少し、数少ない漁業取締船の 1 隻である快鳳丸が海軍の指示のもとで運用されるなど監視・保護のための船艇規模の縮小が発生した。」(井上彰朗 2018 P44)

という状況で、太平洋戦争末期に向かうにつれて、漁業活動の停滞とともに漁業保護・取締活動も低下していったと思われる。

次に紹介する農林省水産局の 2 隻の船舶の多彩な活躍ぶりを通じて、数奇な運命と業務の幅広さを窺い知ることができよう。

農林水産省は遠洋漁業の開発漁場を北洋と東シナ海に注力してきた。

なお、この他に、後に世界の三大洋に展開する南洋にカツオ・マグロ漁業も開発していった。

### (3) 北洋取締りの基幹船俊鷲丸—その数奇な運命—

北洋を中心に漁業取締りを行っていき、戦後でも奇跡的に生き残ったのがこの船である。

なお、農林省の船舶の活動振りを示す文献は数少なく、それは同省所属の多くの船舶が太平洋戦争で被弾、沈没したため、記録が逸散したためとも思われる。そのような中で黒肱善雄（同省船舶の船長と思われる）による、戦前から戦後にかけての農林省所属船舶の行動記録は貴重である。

黒肱の著作（黒肱善雄 昭和 50）を元に、歴史を辿ってみよう。

農林省船舶について、実質的に水産局が所管してきたが、戦後まで生き残った船舶の1つに俊鶴丸（しゅんこつまる 総トン数 531.71 トン、1928-1961 年）がある。

先ず、その船名である俊鶴丸（しゅんこつまる）であるが、「鶴」の字は、昨今では見かけない漢字となっている。辞書（広辞苑）には「いかるが、あさなきどり、はやぶさ、くまたか」との説明があり、北方を自由に駆けめぐる大型の鳥であるようにと命名され、当時の北洋での任務と活躍を期待して命名された船名である。

黒肱に則り概略を示す。（黒肱善雄 昭和 50. 下線は筆者が付した。）

昭和 3 年東京出港、船長は千島で海底火山による新島を発見した武富栄一船長で、処女航海は樺太西岸および北見沿岸のカニ繁殖状況調査、11 月帰港。12 月に水産講習所漁撈科の学生を乗せ南方漁場（シンガポール方面）調査、帰途台湾の高雄に寄港、翌昭和 4 年 2 月帰港。4 月ホームグラウンドである北洋に向かい、4 月 16 日函館港出港しオホーツク海と北太平洋で監視取締りに従事し、9 月下旬帰港。その後、太平洋戦争までの 10 年余り、毎年 4 月から約 5 ヶ月間、西カムチャッカのカニ漁業、東沖のサケ・マス、アラスカ沖の取締り所謂北洋漁業の監視業務に従事、日本漁船の警備、領海侵犯の外国漁船を拿捕とか、カムチャッカ、沿海州の權益確保にあたるなどしていた。10 月から翌 3 月までは、南方漁場の調査や沿海州沖の底曳きの取締りなど年により一定していないことが多いが、学生を乗せていることが多く、海洋調査、漁場試験にかなり重点

を置いていたらしい。昭和15年12月横須賀で徴用され、海軍の海洋気象観測船となり、台湾の高雄を基地に南方のインドネシア方面の沿岸を測量、翌16年2月一旦徴用解除4月例年通り北洋の監視業務に、11月には再び海軍に徴用第1南遣隊所属となって太平洋戦争に突入。12月(中国の)海南島三亜港に入港。同港で重巡洋艦鳥海に打ち合わせ、敵性国の臨検を受けた場合に刺激を与えないよう小銃15丁、拳銃10丁を陸揚げ。南シナ海の気象観測中開戦を知り、(ベトナムの)サイゴンに入港、サイゴンを基地に気象観測、哨戒等任務、沿岸で投錨仮泊中に(英国の戦闘機)ハリケーン4機に襲われ、ボート等破損。

昭和17年任務解除、(中国の)厦門を経て瀬戸内海経由で2月東京帰港。修理しつつ造船所で、この時船首に小型砲、船橋と船尾に機関銃を取付け爆雷も搭載。一応の武装を終え、舞鶴鎮守府隷下の第5艦隊に配属となり、再びホームグランドである北洋へ。3-4月単独北上しカムチャッカ半島のペトロパブロフスク等を沖から監視、米国商船の出入り状況偵察。

6月のキスカ島占領の際には船団の援護。その後中部千島の陸軍部隊への食糧弾薬の補給、サケマス独航船の護衛、対潜パトロールなど。昭和18年2月、アッツ島に弾薬と増援の歩兵300名を急送。占守島片岡湾にて大時化の夜、俊鷗丸船長狭心症に倒れる、同島で茶毘。

18年夏ころ占守島方面で漁船の護衛、その後生鮮食料品獲得のため自ら漁撈しつつ、中部千島各守備隊へ補給。徴用後、海軍軍人多数乗船。この頃、農林省所属の船舶はほとんどが徴用されるなか、水産講習所練習船白鳳丸(1,327トン)が、硫黄島への物資兵員輸送の帰途昭和19年3月20日鳥島付近で雷撃され轟沈。水産講習所の要請により、練習船用に俊鷗丸の徴用解除され、19年8月東京港へ。戦乱下を生き延び、戦後水産講習所練習船として学生を乗せ東沖のマッカーサーラインや支那海の監視。練習船として水産講習所から東京水産大学引き継がれ、同大に24年4月海鷹丸が加わったため、俊鷗丸は水産講習所下関分所(第

二水産講習所を経て現在の水産大学校)へ所管替え。昭和27年2月には、学生を乗せ実習を兼ね東支那海の監視取締りに従事。同年、戦後初めて北太平洋のサケマス漁業本格開始の際には、機関科学生の実習を兼ね5月から8月まで再び北洋に赴き、監視に当たった。しかし、戦後のことで漁船は整備不十分で、専ら救難船の役目を果たした。翌28年1-3月は南太平洋の鮪調査に従事。同航海は練習船の戦後初の遠洋航海で、ホノルル、ヒロに寄港し、水産系大学の羨望の的に。その後毎回、インド洋のマグロ漁業調査に従事。しかし3月から11月の間は、漁業監視業務のかたわら学生の実習を。ある時期には船腹に大書した FISHERY INSPECTION VESSEL なる表示を、書いたり消したりした。

その後、昭和29年3月1日に米国がビキニ環礁付近で水爆実験を行い第5福竜丸が被災、そのため同年5月～7月水爆の調査に行き、その後翌々年の31年5月米国が二度目の水爆。実験を行うとしたため、5月26日再びビキニ海域に調査に出航。6月13日にも米国が未発表の実験が行われたことを明らかにした。米国にとっては煙たい存在だったのか、その後、米国のグアム島に補給のために寄港したが、岸壁への上陸さえ認められなかった。最終航海はインド洋での漁業実習で、33年2月に下関に帰港している。同年9月に建造中の水産大学校の旗艦船となる漁業練習船耕洋丸(1,215トン)が竣工したため、俊鶴丸は33年間にわたる漁業取締船や気象観測船、哨戒船、練習船、そして水爆調査船などの多彩な業務をこなし重要な使命を果たし、船舶の生涯を終えることとなった。

#### (4) 以西海域の取締り大型取締船速鳥丸—その短かった生涯—

また、もう一隻わが国で最初的大型取締船である速鳥丸(はやとりまる 総トン数240トン、1913-1927年)についても見てみよう。

同船の活躍の概況を記そう。

速鳥丸は、わが国最初の大型取締船として大正 2 年に建造された。総トン数 240 トン、1913 (T2) -1927 (S1) 年と僅か 14 年間の短い船舶としての生涯を終えた。

同船は明治末のトロール漁業の発達により、近海漁業との衝突がしばしばおこるようになったため、明治 42 年に汽(筆者注:機と思われる)船トロール漁業取締規則をつくってその取締りに当たるべく建造したもので、先の俊鶴丸が農林省船舶の 2 大拠点であるうちの東京港を基地としていたのに対し、西にトロール漁場が発展していったため、西側の拠点であった佐賀県唐津港に基地を置いていた。同船は船名の通り当時として優秀船で最高速力 12・25 ノットの俊足であった。

同船はトロール漁業の取締りのかたわら、トロール漁業、延縄、流し網などの漁業指導調査にも使用された。建造されたその年に早くも上海沖のトロール漁場発見をしている。

翌年には取締り業務に従事中に島根沖で第 2 関門丸という違反船に逆襲衝突されるといふ事件があり取締船の武装の可否が論ぜられたとされている。

その後としては大正 9 年のシベリアの‘尻港事件’後、僚船の北水丸、隼丸とともに北上し、ニコライエフスクを根拠地に漁場調査に従事し、大正 12 年には南支那海に派遣され、おそらくトロール漁場の調査を目的であつたらう。そして昭和 2 年 4 月 30 日にトロール漁業取締りのため唐津港を出て渤海湾に向かったが翌日濟州島で暴風雨に遭い暗礁に擱座転覆し 23 人中 22 人が犠牲となり、残った 1 人も太平洋戦争で戦死された。同船の殉職追悼碑が海を見下ろす唐津公園に聳えている、と記されている。

以上、黒肱善雄氏の著作を多少長く引用させていただいたが、農林省の船舶が漁業取締船でありつつもかくも多様な任務を背負いつつ、それぞれの船が如何に数奇な運命をたどったかについて思いを馳せることができたのではないか。

他の農林省の船舶のそれぞれの運命まで紙幅の都合もあり紹介できないの

で、表にして記しておきたい。(表 2)

現実には多くの農林省の取締船が多様な任務を果たしつつも、戦況が激しくなるにつれて軍隊、それも主に開戦前後から海軍に徴用され戦時中には被弾したりして撃沈されたり、戦争終了時には残った船舶はほんの少しとなり、船腹数を大幅に減らした。

ただ、もう一つだけ漁業取締りの歴史上書き忘れてはならない点がある。

わが国の漁業の展開と発展の歴史上、北洋と東シナ海は主要な 2 大漁場であった。上述の俊鶴丸のホームグラウンドが北洋であったのは述べた通りであるが、東シナ海の漁業取締りの主要任務について紹介する資料が殆ど無い。水産局、その後の水産庁の年長の旧職員でも以西の取締り基地であった唐津についての記憶をとどめる者は多くない。

西日本における農林省の船舶の漁業取締りの基地がなぜ、トロール漁船の在籍しない佐賀県の唐津に置かれたのかであるが、トロール漁船の基地である長崎や下関ではなく唐津に置かれたのは取締行動を秘匿するに恰好であり、以西漁場にも近いためであった。

大正 2 年建造の最初的大型取締船速鳥丸から戦後の昭和 29 年まで就航した取締船初鷹丸の用途終了までの 40 年間、唐津は以西漁業取締りの中心基

表3 戦前の主な農林省船舶

船名	主な任務	竣工年月	廃止年月	徴用年月1	徴用年月2	武装1	武装2		
雲鷹丸 (444 <sup>ト</sup> )	水産講習所練習船								
隼丸 (28 <sup>ト</sup> )	水産講習所試験船								
天鷗丸 (160 <sup>ト</sup> )	水産講習所海洋調査部所属。木造。	1919 (T8)	1924 (T13)					T10 大和 堆測探	T12 大震 災の震源 地発見
蒼鷹丸 (202 <sup>ト</sup> )	初代。被代船は天鷗丸								
鵬丸 (162 <sup>ト</sup> )	調査船。我が国船舶初の北極海調査	1919 (T8)	?			南部式拳銃 15 丁 陸軍から 機関銃 1 丁 騎兵銃 15 丁 弾薬		所属を露 領水産組 合に	

船名	主な任務	竣工年月	廃止年月	徴用年月1	徴用年月2	武装1	武装2		
白鳳丸 (332ト)	北洋向け監視船 (332ト) オットセイ条約対応	1922 (T11)	1945 (S20)	昭16・ 11	昭17・ 4	軍人10名 乗船 短5cm砲 13mm機銃 7.7mm機銃 爆雷2発	昭20 船首25mm 連装機関砲 船尾 7.7mm機銃 12cm連装		
得撫丸 (2代目)	北洋向け監視船 (224ト)、初代は 160ト						高角砲		
俊鶴丸 (532ト)	3隻目北洋向け監視船	1928 (S3・9)	1961 (S31)	昭15年 12月	昭16年 11月	12月 小銃15丁 拳銃10丁 一旦積降	船首小型砲 船橋船尾 機関銃 爆雷搭載		
速鳥丸 (240ト)	唐津在籍船汽船ト ロール漁業取締船 (240ト)	1913 (T2)年	1927 (S2)年						
北水丸	速鳥丸と尼港事件 後、同港根拠地 (137ト)								
隼丸 (318ト)	同上								
新知丸 (55ト)	根室根拠、得撫丸 とともに北千島養 狐事業								
快風丸 (1091ト)	金鷄丸の代船として、 海軍省特務艦 剣崎をS8に譲受。 S10の取締りは5 月に共同漁業の手 塩丸(365ト)を 備船。	1936 (S11)	1945 (S20)	S16.11	S20・1	軽機関銃 1台 小銃15丁	S17 重機関銃2 船首擬装砲 1	S19 船首 8糎砲1 門	戦前の最 大の取締 船
初鷹丸 (286ト)	唐津在籍船、ラバ ウルへ。天鳥丸の 代船。	1925 (T14)	1954 (S29)			昭和初期 取締のため 7.7mm機銃 1丁	S2013 mm 機銃搭載	S28 東 光丸の被 代船に	
飛隼丸 (319ト)	唐津在籍船、速鳥 丸代船。瀬戸内で 触雷	1929 (S4)	1945 (S20)						
天鳥丸 (267ト)	唐津在籍船、渤海 湾で座礁。エンジ ン初鷹丸へ以西漁 業取締	1920 (T10)	1925 (T14)						
祥鳳丸 (176ト)	唐津在籍船、機船 底曳網漁業取締 船、S8函館へ配 置換えS19西カロ リンで沈没	1927 (S2)	1944 (S19)						
俊鷹丸 (76ト)	唐津在籍船、祥鳳 丸から以西区域取 締をS20フィリッ ピンで沈没	1933 (S8)	1945 (S20)						
白鴻丸 (76ト)	唐津在籍船、祥鳳 丸から以東区域取 締をS20フィリッ ピンで沈没	1933 (S8)	1945 (S20)						
金鷄丸 (161ト)	小型木造スクー ナー型機付帆船								

地であった、同基地には常時3隻の取締船が配置されていた。(黒肱善雄昭和51)(表3)

#### (5) 海軍解体と終戦後の漁業取締り基地の変遷

戦後、全国に水産局の地方部署が置かれることとなった。全国主要ブロック(現在、札幌、仙台、神戸、新潟、香住のちに境港、福岡の6か所)に各漁業調整事務所(局)が置かれ、九州においては福岡に昭和22年2月に九州漁業調整事務所が設置された。そのため唐津を基地としていた漁業取締船の基地は自ずと福岡へと移っていくこととなった。農林省水産局は1948(昭和23)年に水産庁へと組織編成された。

振り返って、明治の改正漁業法では、漁業の監督を行なえる官吏等には警察などのほか5つの職種の官吏しか当たることができなくなっていたが、実際の遠洋や沖合の漁場での取締りは本土から遠く離れていたことに加え、漁業を対象にすることから船舶無くしては実効ある取締りができない。さらに、漁業に関する事件はロシアを筆頭に国際的問題や摩擦を惹起しかねない宿命を抱えていた。戦前では農林省の取締船だけでは足りない業務は海軍艦艇によって補われてきた。それが戦況が急を遂げるようになってくるにつれて数少ない漁業取締船も海軍に徴用されていった。

終戦後、GHQにより速やかに海軍が解体され、軍人も職を失い、海軍軍人を目指していた若者の士官養成学校でもあった海軍兵学校も無くなった。

海に関連した職業を目指そうとしたこれら学生にとって前途が閉鎖されてしまった。そんな中、一部若者にとっては、戦後海に関係する仕事をしている水産庁に職を求めた者が結構いた。

海軍士官学校に学んだ学生には戦後の水産庁は、同じ海に関連する職業であるとして就職の機会を目指す者も少なからずいたようだ。筆者も、「あの人は海兵上がりだ」という年長者の事を聞かされたことは希ではなかった。

これら海兵経験者の戦後の就業ルートであるが、海兵をへて大学や専門学

校に進学し卒業した後水産庁に職を求めるといったコースがあったようだ。

戦後解体されたこれらの海軍士官学校生の進学ルートから入ると、終戦の直後には大学入試制度の中にこれら学校生への門戸を開いていた、一例として東京大学の出願手続き（昭和 21 年）を見てみよう。その募集要項によると

「但し本設置は今回限りとし昭和 22 年度以降についてはさらに整理する予定・・・海軍兵学校・・・卒業生但し海軍兵学校 75 期生・・・」も志願しうるとし、備考に「軍事関係卒業の入学人数は該当大学の学生総定員の 1 割としその取扱いについては別途通牒する」とされた。つまり当時の東大学生総数の 1 割は軍事関係卒業の入学者に特別枠として割当てられた。（出典：東京大学校友会会報誌 37 号. Indd）

[www.u-tokyo.ac.jp/content/400123044.pdf](http://www.u-tokyo.ac.jp/content/400123044.pdf)

## 第 6 章 戦後の水産庁発足と新しい漁業監督公務員制度の改正

### （1）戦後の漁業法改正と新たな漁業監督公務員制度の改正

戦後農林省水産局は昭和 23 年 7 月 1 日水産庁として設置された。

それとともに明治漁業法が、戦後の新たな漁業法として改正された。

この 1949（昭和 24）年の漁業法の改正について水産庁が解説本を出している。それによると、新しい漁業監督公務員の制度を要旨次のように記している。

「漁場利用の秩序は作られても、官僚が天下りに押し付けた秩序が、漁民が納得してこれに従うはずがない、また旧制度の如き実態と乖離した方式によって作られた秩序が維持されようがなく、そこで一旦白紙に返して新しい秩序を作り出すわけであるが、守られる漁業秩序の根本は漁民が

自らの手によって作った納得した秩序であることであるとし、せっかく納得づくで作ったものを自己の私利私欲のために蹂躪してかえりみないものがあるのにそれをそのまま放置しておくのでは、きまった秩序に従って漁業を行う者は馬鹿を見ることになり、秩序は全面的に壊れる。そこで漁業取締りが必要となり、海上の違反で通常の司法警察職員の取締力をもってしては不十分であるので、特に漁業監督公務員制度を置いているのである」、としている。さらに、「取締の根底は、その秩序が守りうるもの、漁民の自由な意思の合致によって納得づくでのものであることである、この前提を欠いていたため、取締のしようがなかった。法の権威は失われ、秩序は無視されてもいかんともしえなかったのである。今後は従来への如き、特に戦時中から戦後にかけての紊乱は断固一掃して、制度改革を期に漁業取締の制度も確立しようとするのである」（水産廳経済課 昭和 25 年 P593～599 下線は筆者が付した）。

そして、旧制度と主要相違点を示している。

要約すれば、旧制度では漁業監督吏員は臨検等の行政監督の権限を有するとともに、捜索、差押等の司法警察権限も有しており、その司法権限を行使する場合には一般の刑事訴訟法の手続きによらず間接国税犯則者処分法—現在（筆者注：昭和 25 年当時）は国税犯則取締法—の手続きによっていたが、

- ① 名称が従来は漁業監督吏員一本であったものが、官吏（国家公務員）は漁業監督官、公吏（県等の地方公務員）は漁業監督吏員の二通りになったこと
- ② 漁業監督公務員の中には、漁業監督の権限のみ有するものと、その外に司法権限を有する者の 2 種類となったこと
- ③ 行政監督について、従来のあいまいな表現を改めて明確にしたこと
- ④ 司法権限を有する者の任命は、従来は農林大臣または都道府県知事限りで任命していたが、今度は主たる勤務地を管轄する裁判所と対応する

検察廳の検事正と協議して指名することとなった。

その背景として、「司法権限は、原則として行政官は行使することができず、特にその犯罪の捜索に専門的知識が必要で普通の司法警察員のみでは不十分である場合に限って行政官にも司法権限持たせるのであって、人権尊重の趣旨、通常の司法警察員のかずもおさえられていることにも鑑み、その人数及び質には慎重であるを要する」とし、「他の特別司法員の指名もすべてそうであるが、検事正との協議を必要とした。」と記しており、司法警察員の数と質の観点から絞って協議をするんだとして、人数については県の場合を例示し、「一應の内訳として一縣当り十名程度」とし、資格については職位の上の公務員を想定して「資格は二級または三級の事務吏員または技術吏員—監督官の場合は事務官または技官」（筆者注：戦後すぐの頃の二級または三級というのは戦前の高等官たる奏任官か判任官の高位にある者）として、携わっている業務について「取締船関係、漁業権の免許、漁業の許可の事務担当者、孵化事業等縣営漁業に従事する者、漁船登録の事務担当者等漁業法令の勵行と密接に関連する職務に直接従事して取締をなしうる者の中から指名する。」とし、「従来の如く吏員であればいかなる職務に従事しようとしてすべて監督吏員とするというような濫用は辞めなければならない。」とし、資格と数の厳格化を促している。

次いで

⑤司法権限を行う場合の手続きは、刑事訴訟法の手続きによること。

としており、「特別の手続きによっていたのは税關官吏（筆者注：ママ、間接国税官吏の誤りでは）と漁業監督吏員のみであったが、新憲法に基づいて・・・人権尊重を旨として・・・今後は一般の手続きによる」

とし、他の特別司法警察職員と同様に刑事訴訟法によって行う事に改正したことを示している。

戦前の明治漁業法と戦後の漁業法の漁業監督公務員の規定の違いを以下に示しておこう。

(戦前)

漁業法 明治43年4月21日法律第58號

第41條 海軍艦艇乗組将校、警察官吏、港務管理、税關官吏又ハ漁業監督吏員ハ漁業ヲ監督シ必要アリト認ムルトキハ船舶、店舗其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿物件ヲ検査スルコトヲ得  
前項ノ臨檢ニ際シ漁業ニ關スル犯罪アリト認ムルトキハ搜索ヲ為シ又ハ犯罪ノ事實ヲ證明スヘキ物件ノ差押ヲ為スコトヲ得  
臨檢、搜索及差押ニ關シテハ間接國税犯則者處分法ヲ準用ス但シ同法第四條ノ規定ハ漁業監督吏員以外ノ者ニ之ヲ準用セス

(戦後)

(漁業監督公務員)〔戦後の漁業法〕

第74条 主務大臣又は都道府縣知事は、所部の職員の中から漁業監督官または漁業監督吏員を命じ、漁業に関する法令の励行に関する事務をつかさどらせる。

- 2 漁業監督官及び漁業監督吏員の資格について必要な事項は、命令で定める。
- 3 漁業監督官または漁業監督吏員は、必要あると認めるときは、漁場、船舶、事業場、事務所、倉庫等に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができる。
- 4 漁業監督官または漁業監督吏員がその職務を行う場合には、その身分を証明する証票を携帯し、要求があるときはこれを呈示しなければならない。
- 5 漁業監督官及び漁業監督吏員であつてその官公署の長がその主たる勤務地を管轄する地方裁判所に対応する検察廳の検事正と協議をして指名したものは、漁業に関する罪に関し、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の規定による司法警察員として職務を行う。

## (2) 漁業監督官と漁業監督吏員となるための資格の厳格化

では、漁業監督官又は漁業監督吏員の資格は戦前と戦後でどう変わったかであるが、資格について戦前よりより厳密になって、かつ学歴と専門性について着目しており、政令を定めて1年以上の漁業の法令に関する事務の経験者か、2年以上の漁業行政事務の経験者、ないしは大学か水産大学校において法律又は水産に関する科目を修めて卒業した者、に限定した。

(戦前)

大正 10 年 2 月勅令第 17 号ニ依ル改正

第 1 條 漁業監督吏員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

- 一 農商務省及道廳府縣郡並島廳ニ於イテ漁業ニ關スル事務ヲ掌理スル官吏
- 二 漁業ニ關スル事務ヲ掌理スル地方産業職員

(戦後)

漁業法施行令昭和 25 年政令第 30 号

(漁業監督官の資格)

第 30 条 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、漁業監督官となることができない。

- 一 通算して一年以上漁業に関する法令の励行に関する事務に従事した経験がある者
- 二 通算して二年以上漁業に関する行政事務に従事した経験がある者
- 三 学校教育法に基づく大学、水産大学校において(～略～)法律又は水産に関する科目を修めて卒業した者

極論を言えば、上記 30 条一、二で従事業務の経験年数で漁業監督官になる場合を除けば、経済学部などの学部卒業者は資格対象者者として除外され

るという事である。

このような規定は麻薬取締官は薬学を修了した専門家集団であるため、麻薬取締及び法向精神薬取締法施行令第10条で、法律又は薬事に関する科目を修めて卒業し、学士の学位を有する者でなければ麻薬取締官になることができないとしており、資格対象者を限定する同様の枠組みとなっている。

漁業監督官も業務の専門性が高いことの裏返しである。つまり、水産に関する科目を修めた専門性が漁業監督官業務に活かせる活躍ぶりを示せることこそが、漁業監督官に求められる途という事である。

### (3) 戦後空白状態になった漁業取締り体制

かくして戦後の漁業監督公務員の制度は新たになったものの、戦後の我が国を取り巻く複雑な国際関係は漁業取締船や漁業監督官にあらたな苦難をもたらすこととなる。

まず、漁業法改正で海軍艦艇乗組将校と港務官吏、税関官吏は戦後の漁業監督を行う者から除外されている。戦後は海軍が解体されたことによって、替わって、海軍に匹敵する海上治安を司る強大な機関は無くなり、海上での治安や漁業資源保護に空白が生じることになった。

終戦の3年後の1948年5月1日に海上保安庁が新設され、海上保安官が新たに漁業取締を担う側として加わった。海上保安庁の発足当時は、小型木造船僅か28隻の勢力だったとされる。

水産庁は同年7月1日に農林省外局として昇格。

農林省水産局の漁業取締船は、戦時中の海軍等による徴用や戦時下での戦闘機や潜水艦での攻撃によりほぼ壊滅状態になった。

終戦の1945(昭和20)年までに沈没や擱座等で失った船舶は、昭和19年に祥鵬丸(176ト)、西カロリンで沈没)、昭和20年に白鳳丸(332ト)、快鳳丸(1091ト)、飛隼丸(319ト)、俊鷹丸(76ト)、白鴻丸(76ト)となっており、生き残ったのはわずかに俊鵬丸(532ト)と初鷹丸(286ト)だけであっ

た。しかも、北洋をホームグラウンドして漁業取締りに活躍した俊鶴丸は、終戦直前に水産講習所（のちの東京水産大学）に移管されたのち戦後下関の水産大学校にさらに移管替えとなったため、事実上漁業取締体制は崩壊状態となった。

時は、戦後の敗戦、外地からの引揚者等により、極端な食料難で国民は栄養失調状況に在った。そんな中、海に出れば水産物の食料供給ができるものの、GHQはマッカーサーラインを敷きその狭いライン内に我が国漁船の漁業操業活動を厳しく制限した。

食料難で飢えた国民にとって水産物は渴望されるとともに、復員兵などの漁村や漁業界への参入圧力は増し、漁業就業者数は増加の一途となり、それにつれて漁業秩序は乱れ、漁業資源の乱獲状態も見られ、無許可船の横行等も見られた。それに加えて、北洋と並び戦前の2大主要漁場であった朝鮮半島、東シナ海へはマッカーサーラインの制限が加えられたため、狭隘漁業がさらに狭隘状態になった。

そうした中、朝鮮半島周辺海域に暗雲が立ち込めた。

海上保安庁が1948年5月1日発足し、農林省水産局が同年7月1日に水産庁へと昇格した時点で先立つ1年前の1947年2月4日に、韓国による日本漁船の拿捕が起こっている。そして、海上保安庁、水産庁が発足の約1年後の1949年5月4日には、日本人漁船員1名が拿捕時に銃撃され死亡するという事件が起こっている。そして、この年には合計で3名の日本人が死亡している。

そのため、GHQ（連合軍総司令部）は上述の銃撃死亡事件が起きて時を置かずして、指令を出して東シナ海に監視船派遣許可を出している。翌年GHQは、韓国政府に日本漁船の拿捕停止と被拿捕漁船の返還を要求。それにもかかわらず、韓国は国務会議（国会に相当か）で「漁業保護水域」を可決し、翌1952年1月18日に李承晩ライン宣言を出した。これに対し、日本政府は李承晩ライン宣言に抗議をするとともに、米国政府も抗議をしている。この米国政府が抗議をしたその日に韓国により日本漁船が拿捕され1名が銃撃によ

り死亡している。GHQは1952年4月25日にマッカーサーラインを廃止している。この後、中華民国（現在の台湾）も李承晩ライン宣言に抗議をしている。翌1953年には英国も李承晩ライン宣言に抗議している。それにも拘わらず、韓国の拿捕行為は止むことなく、また日本漁船の拿捕時に日本人漁船員1名が銃撃され死亡するという事件が引き起こされている。それどころか拿捕は止むどころが、1953年の9月には日本漁船の大量拿捕が始まった。

この年次ごとの事件については、この前後を含め「竹島問題の起原—戦後日韓漁業紛争史—」の戦後日韓海洋紛争史関連年表から引用させていただいた（藤井賢二 2018 p 421～432）。

#### （4）水産庁漁業監視船や海上保安庁巡視船の韓国艦艇との壮絶な戦い

有ろうことか、1953年9月27日には水産庁漁業監視船第2京丸（筆者注：当時「監視船」との呼称が一般的だった。）と乗船漁業監督官が韓国艦艇に拿捕され、漁業監督官も韓国に連行されていった。

時を置かずして3ヶ月後の1954年2月20日には今度は海上保安庁巡視船「さど」が韓国艦艇に連行されるという事件まで起きている。

後年、筆者が水産庁の九州漁業調整事務所に勤務した折、この漁業監視船第2京丸の被拿捕と漁業監督官の抑留の事件は職員の記憶に深く刻まれており、同漁業監督官は気丈な方であったが、約1年後にやっと帰還となったようであるが、同監督官は黒々とした髪をしていたが、日本に戻ってきた時には髪の毛が真っ白になり、同一人物とは思えないほどやつれ痩せており直視するに忍びない程であった、韓国での収監施設での過酷な対応と厳しい食事内容が想像された、と語り継がれていた。残念ながら、本事件の記録は存在するか否か不明である。筆者は確認することなく異動した。なお、第2京丸の船体は、最後まで返還されなかったと聞いている。（筆者注：（森須和雄 2017）では第2京丸は日本水産の備船と資料にはなっているが、同船名からして極洋の所有船であろう。）

翻って、巡視船「さど」の韓国艦艇による連行は当時日本にとっても衝撃だったようで、当時の国会でも取り上げられている。国会の議事録と森須和男「李ラインと日本漁船拿捕」東アジア研究 28 号 (2017 年 3 月) は個別の被拿捕日本船舶 383 隻が一覧表として丹念に取りまとめられている。国会議事録と(森須和雄 2017) を引用しつつ当時の拿捕状況を追ってみたい。

第 19 回参議院運輸委員会昭和 29 年 2 月 22 日第 10 号 (筆者で議事録を要約)

1952 年日本国政府は韓国周辺と東シナ海の公海における日本漁船の拿捕防止に関する閣議決定 (注: 筆者は閣議決定に付き未確認) をしたため、海上保安庁は、水産庁監視船と協力連携強化しつつ、1 乃至 2 隻を派遣、翌 1953 年 9 月 (第 2 京丸事件発生) から全国から動員をかけ常時 5 隻で行動中であったが、1954 年 2 月 20 日午前 6 時半頃、後方面に日本漁船が操業中なのを確認したので前方に出て対応していたところ韓国艦艇が突然発砲してきたため、日本漁船の避難のための時間稼ぎを慮り先方金星号に会談を求め乗船したところ、同艦艇は結論を得ないまま日本側巡視船船長等を搭乗させたまま強行連行し、済州島に向かった。これを阻止しようとした巡視船「くさなぎ」にも銃撃を加えた。巡視船船長らを軟禁、李ライン侵犯公務執行妨害のかどとしたが、21 日 0 時釈放 22 日午前 8 時 30 分門司に寄港した。釈放まで約 18 時間であった。

なぜ、釈放になったかは資料からは明らかでない。日本政府の抗議も受けとめたとの見方もある。

当時海上保安庁では火器を備えておらず、99 隻の巡視船を保有していたが 59 隻に火器の装備を計画中であり、同時点まで 49 隻が準備を終えたとしている。海上保安庁長官の答弁は続いている。

韓国側艦艇勢力を韓国警備艇は 10 隻程度じゃないか、金星号は機銃を二門、その他自動小銃を備えている。

海上保安庁が火器の装備を開始したのは、1954 年時点で 49 隻に火器を積み込むための改装工事を終わり、あとは火器を積み込むだけ、一番大きいのは 3 インチ、40 ミリ機銃、20 ミリ機銃の 3 種類で、年度内に 10 隻程度に積み込む手配。

と答えている。

次いで 1955 年 2 月には長崎県生月島沖で日本漁船が、直接の李ラインとの関連とはいかないだろうが、在日米軍基地に向かっていた韓国艦艇に追突され沈没、日本漁船員 21 名死亡するという大惨事まで起きて、日本で大きな社会問題となり国会でもとりあげられる事態となった。その後 1958 年ころから日本人抑留漁船員の帰還が多くなるが、1960 年 4 月ソウルで学生デモにより李承晩政権が崩壊し、1961 年に朴正熙が権力掌握した。しかし、1963 年 6 月には海上保安庁巡視船「のしろ」も短時間ではあるが留められその後釈放になっている。

そのような中、1964 (昭和 39) 年 3 月、韓国国会は依然海洋警備強化を求め、1964 年 5 月には海上保安庁巡視船「ちくご」が連行されるという事態も起こっている。そしてようやく 1965 (昭和 40) 年 5 月になって、日韓基本関係条約と日韓漁業条約が批准され、やっと韓国の李承晩ラインによる拿捕が終わることとなった。朝鮮半島周辺での漁業を巡る「平和」はようやく戻ることになった。

だが、その後起こり得る日韓漁業問題を内蔵させたままの日韓漁業条約の妥協であった。

とにかく、海上保安庁の巡視船や水産庁の監視船の身を挺しての日本漁民保護は終止符を打ったが、その後年を追うごとに顕在化してくるのが日本周辺水域における韓国漁船と日本漁船の摩擦であった。日韓漁業条約で日本漁船の拿捕が無くなったという意味での安全操業は達成されたものの、またしても

この日韓漁業条約は大きな矛盾を抱えることとなった。

前述したように、水産庁の監視船は戦時中の撃沈等で大半の船を失い、わずかに残ったのは初鷹丸と俊鶴丸だけとなったが、初鷹丸は石炭焚きのレシプロエンジンであったため脚（航続距離）が短く、マッカーサーライン取締りは専ら傭船によって行われた。初鷹丸は時々沿岸禁止区域の取締りに従事したようだ。初鷹丸の代船建造については戦後早くから要望され同船とともに関係者の間で強く運動されたが認められなかった。1952（昭和27）年1月に李承晩ラインが制定されたが、替わって1953（昭和28）年の予算で認められたのは、水産庁の漁業取締りの旗艦船となる北洋漁業取締りのための大型船の東光丸（1,098ト）であった。しかも大部分北九州出身の初鷹丸乗組員が移乗し北洋に向かうという不本意な事態になった、そして、李ラインをめぐる異常な事態の続いている以西漁場には、1963（昭和38）年に水産庁所有の漁業取締船の白鷗丸（222ト）が竣工するが、その間、水産庁はすべてを傭船に依存せざるを得ない事態となった。翌々年の1965（昭和40）年の日韓基本関係条約が批准される直前でのやっとの白鷗丸竣工であった。

白鷗丸（3代目）は、その後新日韓漁業協定（1999年）が締結されてから、外国漁船の我が国EEZ内の監視と拿捕で顕著な業績をあげ、その後人事院総裁賞の荣誉に浴する漁業取締船となるが、その時はそういう将来があるのを知る由も無かった。

概して、漁船の拿捕を阻止するには、相手方艦艇と漁船間の間に割り込み、監視船ないしは巡視船が楯となる方法と、かなり接近している場合は漁船を横抱きにして拿捕をさせない場合がある。当時から国際法違反とされていた李承晩ラインをめぐる、このような危険を賭しての日本漁船保護のための攻防戦であったが、その時代が終止符を打つこととなった。

公船も含めた拿捕日本船舶総隻数328隻、拿捕された日本人は3,929人とされた。（森須和雄2017 P29 出典により数値に差異がみられるが、上は最大数の数値。）

#### (5) 旧日韓漁業協定が発効してからの取締り

その後、日韓漁業間の関係、事態は急激に変わっていく。旧日韓漁業協定では、領海3海里と、12海里までの漁業専管水域、そしてその沖合に共同規制水域を設け、主として日本漁船の隻数制限や、漁獲量上限などが設けられたが、そのため日本側は入域隻数を管理するための入域標示版の管理などが、水産庁漁業調整事務所や監視船の主たる業務となった。他方韓国の漁船勢力の拡大と隻数の増加は急激であり、そのような中で日韓両国間では旗国主義が取られたため、沿岸国の日本側には韓国漁船の領海侵犯と漁業専管水域侵犯以外は主権の行使は出来なかった。韓国漁船が唯一守るべきは相手国（日本）の国内法の遵守をすることとされていた。しかしながらあくまで旗国主義であったため、韓国漁船が日本漁船に求められる禁止区域侵犯を起こした場合であっても、日本側監視船には取締り権限はなく、あくまで韓国漁船の写真等の証拠を集め相手国政府に送りつけ処分等を求めるしか方法はなかった。行政処分ないしは司法処分については韓国政府に委ねるしかなく、日本側が期待するような遵守効果が達成できないというジレンマが生じた。

日本の沖合底曳漁船が禁止区域を侵犯した場合には、日本の漁業取締（監視）船は検挙・処分をせざるを得ないのであるが、韓国の底曳き漁船が同様な禁止区域侵入の違反を犯したのを確認したとしても、日本側漁業監視船としては写真等の証拠を送り付け韓国政府側の処分を期待するだけとなった。このような対応の差に、日本の漁業者は、日本の漁業取締船に対し「どちらを向いて仕事してるんだ!」との憤懣の声が強まっていった。

昭和25年の改正漁業法では、「漁場利用の秩序は作られても、官僚が天下りに押し付けた秩序が、漁民が納得してこれに従うはずがない、・・・守られる漁業秩序の根本は漁民が自らの手によって作った納得した秩序である」（水産廳経済課 昭和25年）と解説しており、漁業者が納得してそれに従わなければ意味がないと喝破している、日本漁船には厳しく、外国漁船にはただ指

をくわえておかねばならないという事態が漁業取締（監視）船に対し厳しい見方が長く続くことになった。そうであれば、日本側漁業監視船と漁業監督官の法令励行に対する熱意も、韓国漁船の日本側国内規制の逸脱が激しくなるにつれて、公務員としての公務に尽くすという意欲に水を差しかねなくなってくる。

1977（昭和 52）年日本はソ連の 200 海里設定に対し、漁業水域暫定措置法を国会の全会一致で立法し相互主義に基づき旗国主義から沿岸国主義による入漁体制を作ったが、日韓、日中の間では、この 200 海里暫定措置水域の適用を両国の漁船には適用せず、しかも日本海の東経 135 度の線以西には暫定措置水域を設定しないこととした。そのことが益々、韓国漁船の日本周辺水域での漁業活動に拍車をかけることとなった。ことは西日本だけでなく、北洋の米国、ソ連の 200 海里から締め出された韓国の 500 ～ 1,000 トン級の超大型トロール船が北海道太平洋側の漁場で操業するようになっていく。日本漁船はトン数制限で 124 トンまでの底曳船でしか北海道周辺では操業できないにもかかわらず、それに比べ 1,000 トン級の韓国超大型のトロール船は自由にスケトウダラなどを漁獲した。それにもまして、北海道沿岸の小型漁船の刺し網や籠漁業などの漁具を損傷させる事態が多発した。このような事態に、水産庁は韓国側に日本の底曳漁船に求められる操業禁止ラインを尊重するように求め、幾時にもわたる交渉を積み重ねていくことになった。

この北海道沖の韓国超大型トロール船に対しても旧日韓漁業協定では旗国主義のため、日本漁船の禁止ライン内に立ち入らないようにと監視と注意喚起を求めるしか手段はなかった。超大型の韓国トロール船であるため、昼夜フル操業をするため水産庁の監視船は連日終日に亘り追尾して監視を続け、日本漁船への漁具被害を起さないよう指導注意するしかなかった。このような監視活動は漁業監督官の疲労感と無力さを増していった。そのような年月が長く続いた。

北海道周辺での韓国超大型トロール漁船の操業隻数は当初 23 隻いたが、第一次自主規制措置（1980 年 11 月～1983 年 10 月）で 17 隻まで減らすこと

とし、第5次自主規制措置（1997年12月）の時には14隻を11隻まで減らす措置が取られた。

しかし、日本漁民の側には北海道超大型トロール漁船をはじめ韓国漁船の日本周辺水域での操業の横行に対し、「我慢の限界」の臨界線にまで達していた。旗国主義かつ韓国周辺における主に日本漁船の規制措置を講じた旧日韓漁業協定の廃棄と、新たな沿岸国主義に基づく排他的経済水域（EEZ）方式を求める日本漁業関係者の声は日に日に強まっていった。

## 第7章 新漁業取締り体制の時代へ

### （1）東アジア諸国が沿岸国主義へ

そのような折、水産庁は1997年10月機構改革をし、資源管理を強める体制（海洋漁業部を資源管理部に再編等）とすることとした。水産庁の漁業取締勢力を一本化し統括するため、資源管理部管理課に指導監督室が発足することとなった。初代室長に筆者が任命されることとなった。

新体制の発足に際し筆者自身が任命されることは予期せぬものであった。しかし、既に旧日韓漁業協定（1965年）、旧日中漁業協定（1975年）は世界の潮流からは遅れたものとなっていた。すでに韓国は1996（平成8）年1月29日に国連海洋法条約を批准し、1996年6月7日に中国も同条約を批准し、そして日本も1996年6月30日に批准を済ませていた。そのため、沿岸国主義による排他的経済水域（EEZ）内の漁業取締り体制を受け入れる器は日中韓の3ヶ国の間では整ったのである。旗国主義による資源管理体制に限界を感じ、自らの公務に矛盾すら感じていた我が国の漁業取締（監視）船と漁業監督官、漁業調整事務所職員等は、新たな「時代」が始まるという認識を強めてきていた。

同じように漁業取締を担う機関として、運輸省の外局である海上保安庁がある。かつて農林省の入っている霞が関合同庁舎1号館本館には水産庁、南別

館には海上保安庁が隣接して同居している時代があったが、その後海上保安庁は運輸省（現国土交通省）のある合同庁舎に移転した。

両庁はもともとその目的、業務内容が別々ではあったが、外国人や外国船舶、そして外国漁船の犯則に対しては一部共通の業務基盤を有していた。水産庁は、漁業に関する政策官庁であり、外務省とともに外国との漁業協定づくり等、水産資源の保存管理や漁業の振興を主目的にしているが、海上保安庁は海上における生命財産の保護、法令違反の予防捜査等を担う機関でありその目的は異なっている。

農林水産省設置法の中で水産庁の任務は以下のようにになっている。そしてその所掌事務で漁業取締に関する事務は以下の3つである。

第30条 水産庁は、水産資源の適切な保存及び管理、水産物の安定供給の確保、水産業の発展並びに漁業者の福祉の増進を図ることを任務とする。

第31条（所掌事務：関連事項のみ抜粋）

68 水産資源の保存及び管理に関すること。

69 漁業の指導及び監督に関すること。

70 外国人が行う漁業及び水産動植物の採捕の規制に関すること。

他方、海上保安庁の任務は次の通りであり、漁業法令に関しては海上保安庁法第15条の規定により、農林水産省の法令の施行に関する事務を所管する行政官庁の当該官吏とみなされ、当該法令の励行に関する事務に関し行政官庁の制定する規則の適用を受けるもの、との法的な枠組み・建付けとなっている。

## 海上保安庁法

第1条 海上において、人命及び財産を保護し、並びに法律の違反を予

防し、捜査し、及び鎮圧するため・・。

第 15 条 海上保安官がこの法律の定めるところにより法令の励行に関する事務を行う場合には、その権限については、当該海上保安官は、各々の法令の施行に関する事務を所管する行政官庁の当該官吏とみなされ、当該法令の励行に関する事務に関し行政官庁の制定する規則の適用を受けるものとする。

ところで、水産庁は日本周辺の水産資源の保存管理の目的で 1967（昭和 42）年に、外国人漁業規制法を制定している。旧日韓漁業協定が結ばれた 2 年後である。同法では、領海内での漁業操業侵犯や公海からの日本の港への水産物の直接搬入を規制することとしたが、特に西日本では韓国漁船の領海侵犯が増大していった。領海の保全是海上保安庁の主たる任務であり領海侵犯について海上保安庁が、対して水産庁は漁業協定に係わる条約に定められた任務を担うことで業務を分担した。勿論、重複することもあるし、協力連携することは多々あった。水産庁漁業取締（監視）船は洋上に長期間遊弋しての監視業務を続けられる船型と任務形態に特徴があり秀でている。それは、かつてから遠い北洋や東シナ海の先にまで取締り業務を果たし、漁船の遠洋長期操業を監視してきた特性によるものでもある。遠洋の大西洋の地中海、アルゼンチン沖や太平洋のベーリング海、豪州沖等にも漁業取締船を派遣してきた経験も引き継がれている。そのような取締業務のため洋上に長期滞在することから、韓国、中国といった外国漁船の領海侵犯を発見する機会は多く、それに対し海上保安庁は巡視艇等の高速機動性の高い船艇を有し捕捉能力に優れており、いざ事態発生となれば急派体制が整っていることから海上保安庁との間で緊密な連絡を行い外国漁船拿捕につなげてきた。

実際水産庁と海上保安庁には、その取締りの人員と装備は発足当時こそ両庁とも船舶がともに不足していたが、片や漁業に関する専門取締機関へ進み、

片や救難のほか、海事、環境、航行安全等へと業務の拡大で船舶数などで差は広がった。

水産庁は、2千数百人からなる組織であったが、折から強まった行政改革の政治の声は組織の分解をもたらした。同庁は、漁業取締り部門も持ちながら水産資源研究者等調査研究部門も抱えていたが、水産研究所等の施設等機関は、国が真に担う業務か必ずしも国が司る必要がない業務かとの業務仕分けが行われ、2001(平成13)年全国に9か所あった水産庁の水産研究所は独立行政法人に切り分けられるという措置がなされた。水産庁の人員の約半分に及ぶ約千人の研究者や船舶職員等が独立行政法人へと移管されることとなった。水産庁の船舶職員は水産の科目を修了した者も多い中、戦前の農林省の船舶のように調査取締船として水産資源調査もこなし、また取締り業務をこなしてきたが、取締り業務専門と調査業務専門の集団に切り分けられてしまった。

これの弊害は、水産庁の任務として水産資源保存管理が主任務であるからには資源を知り、そのための管理としての取締りもせねば目的が貫徹されないのが、分断されてしまった点にある。なお、独立法人の研究機関側は8隻の調査船を保有していたが、水産庁の同じ庁旗とファンネルマーク(煙突旗)を掲示していたが、そのため漁業者や外国漁船に対する調査取締のプレゼンスも高かったが、それが半減したことである。あろうことか、独立法人側は庁旗もファンネルマークも青い海と魚のシンボルに変更したため、漁業者から「変な船が漁業調査を行っている。密漁では?!」と水産庁の取締り部署に通報がなされることがあった。せっかく漁業者も馴染んだファンネルマークが機構改革でもったいない結果となった。ちなみに水産庁の庁旗は赤と青と白で、「水」をシンボル化した連合王国(イギリス)風のデザインである。ほんの少しのモディファイはあったが100年以上の歴史を有する。

翻って水産庁の漁業取締り勢力は漁業取締り船(水産庁所属船舶である官船7隻に加え、民間会社所有船の借り上げである用船37隻の総勢44隻)と取締航

空機 4 機の体制で漁業取締りを行っている。

なお、戦前の漁業法において、水産部局の取締官の名称は、「漁業監督吏員」として、国の機関も地方公共団体も統一して漁業監督吏員に一本化されていたが、1949（昭和 24）年後漁業法が改正された際、国家公務員は「漁業監督官」、都道府県公務員は「漁業監督吏員」と別々の呼称となった。

## （2）新日韓漁業協定発効前後の漁業取締り

1977（昭和 52）年のソ連による 200 海里の宣言に日本の輿論は盛り上がり、ソ連に対しわが国も 200 海里を実施せよとの声は大きくなり政府はソ連に対し 200 海里の漁業暫定措置法を急遽立法し、日本周辺の主に太平洋で操業していたソ連漁船に対し 200 海里を適用し、相互主義に基づく立場を強固にするためソ日漁業協定を迫った。当時、サバに加えマイワシ資源も豊富で、ソ連漁船は加工母船を引き連れて北海道から千葉沖まで操業を展開していた。一部ソ連大型トロール漁船も沖合で操業していた。そして、ソ連との間で相互に入り会って操業するための漁業協定が成立した。しかしこの国内法は変則的で、対ソ漁業交渉を対等にするための目的であったために二つの点において主旨の貫徹しない法律であった。まず、日本の 200 海里の漁業暫定措置水域については日本海側の東経 135 度以西には主権を主張せず、更に施行した 200 海里暫定措置水域であるものの、中国、韓国に対しては適用除外とするものであった。つまりソ連とその他韓国・中国を除く外国に対するものであった。

1977（昭和 52）年から新日韓漁業協定が発効する 1999（平成 11）年 1 月 22 日までの間、韓国は世界の潮流が 200 海里体制、排他的経済水域設定へと突き進んでいる中であって、極論を許されるなら「安穩」と旧来の旗国主義的な漁業操業を続行した。更には漁業拡大路線を突き進んでいっていた。韓国は「漁業強国」をスローガンにしていたし、韓国漁船の日本周辺水域での操業は、当にソ連、米国から 200 海里主権のもとに強力な規制がなされている中、北洋での両大国の規制により漁業権益を締め付けられた。そんな中で、

北洋の往復路に当たる北海道、特に太平洋水域でのトロール操業を展開させていった。もとより、日本周辺には沿岸から沖合に至るまで稠密な漁業が行われ、漁場の利用使い分けや禁止区域の設定などでルールを決めて総合的利用を図っている漁場で、日本漁船であれば124トン以下の底曳き漁船しか操業できない中に、500～1,000トン級の韓国の大手底曳き漁船が操業する為、真っ先に日本の沿岸漁業の設置漁具の喪失など韓国超大型トロール船は漁具被害を多発させた。「韓国漁船排除」、「韓国漁船等への200海里適用・実施」が全国漁業協同組合連合会の運動の中心課題として持ち上がってきた。これらの動きは、国会や政府への請願運動のうねりとなって広がっていった。

韓国漁船は、この頃日本に比べて弱体な漁業勢力ではなく、どんどん拡大の一途をたどっていた。九州北西岸は言うまでもなく、韓国漁船の勢力は拡大を続け、日本海にまで拡がっていき、島根沖から能登半島沖、これを越えて新潟沖、山形沖にまで増幅し、1990年後半には到頭、北海道の小樽沖にある武蔵堆という優良漁場にまで展開してくるようになった。

あろうことか、ここまで進出してくる韓国の大型トロール漁船(200t級)は韓国国内法では操業区域を大幅に逸脱しているとされた。本来の操業区域は九州沖合までが制限区域とされていた。つまり、韓国政府はこれら大型トロール漁船の法令励行も遵守させられず、手をこまねいていた。なお、新日韓漁業協定が発効する前、釜山の海洋水産部の支分署を訪れて驚いたことは、当時対馬の沿岸に高馬力エンジンを搭載したあわびを狙った韓国高速密漁船が跋扈し対馬の海上保安部が鋭意対峙していたが、その支分署の事務所の前にこれら漁船が多数舫っていたことだ。

さてあろうことか、これら韓国大型トロール船は、主に釜山港を拠点港にしていたが、日本側漁業取締船と漁業監督官が監視する中で、夕刻出港するときはきちんと船名や許可番号を表示して出港するものの、沖合に出て夜陰に乗じると船名表示個所等を板で覆い隠していた。船名隠蔽材を懸けて操業するという実態に、韓国沿岸漁船も怒り心頭に達していたという。というのは、韓

国沿岸イカ釣り船が集魚灯を照らし集魚しているところに、この大型トロール漁船が突入しイカを一網打尽に横取りするという状況も発生していた。

大型トロール船は各種調査をしてみると収益性が良かったのか、存外なことに新装エンジンを装着し、北洋等からの締め出しを食らった日本の底曳き漁船が代船建造もままならず赤錆が浮いた状態の船で操業していたのに、韓国側の該船は船齢も新しいものだったことが分かった。

また、韓国沿岸では多数の無許可小型底曳き漁船が跋扈し無秩序状態で、韓国としてはその撲滅がままならず手を打てない状況であった。

このような戦闘能力の高い韓国漁船を前にし、日本側の憤懣は募るばかりで、200海里の適用への請願要請は強まるばかりであった。

さらに、太平洋側にもサンマ漁船を展開しだして、日本周辺は韓国をはじめとした外国漁船に囲まれる状況が出てきた。

遅れて、中国の漁船は改革開放後漁業の拡大、躍進は留まるどころを知らず、東シナ海から九州周辺までその船影を見ない日が無い程勢力を拡大していった。

そんな中で、国連海洋法条約は既に署名が行われ、1990年代には、世界の潮流から遅れていた東アジアにも排他的経済水域設定の波は押し寄せてきた。本来であれば、国連海洋法条約の大枠を東アジア各国が受け入れEEZ体制に基づく新漁業条約締結への準備とそのためので地ならしをすべきであった。

しかしながら、20有余年韓国と中国に宥和的な漁業政策を日本が取り続けたことが、東アジアの隣国にとって「ぬるま湯」的であったためか、EEZ体制への準備は進んでいなかったようだ。この点は、研究を通じ今後検証していかなければならないであろう。

世界の潮流である200海里体制とそれに伴う体制の受容を、隣国の現場の漁民や漁業企業が理解したのであろうか。

日本は、1977年以降外国漁船に対する200海里規制の洗礼を米国、ソ連、

ひいては世界中に漁業を展開してきた数えきれない国々から対応を迫られ、その多くは、法外な入漁料や厳格すぎる実態にすぐわない規制等漁業経営が成り立たず撤退、廃業をせざるを得なかった。

しかし、韓国、中国は日本列島孤の内側でようやく多くの漁業を展開し、その飛躍の中で日本の太平洋側の公海にまで漁業を拡張して来た。しかし、自由な操業は時代遅れとなり、公海で待っているのは国際的な漁業管理機関の管理体制である。勿論国際間の規制や保存措置の調和であるから、一国だけが有利な結果はもたらさない。

漁業が旗国主義から沿岸国主義（沿岸国が 200 海里主権国と成ること）へのレジームシフトが世界の主流となる中、東アジアは 20 余年遅れで日本をはじめ周辺諸国と漁業協定を締結し 20 年ほどの旧来型の旗国主義の漁業形態の運用を続け、カルデサック（袋小路）に嵌まっていた。今後、既にどう近隣国と調和を図るべきかを思案する段階に突入の時代になっていた。

自国の利益、関係国の利益、漁業資源の限界、資源保護管理との兼ね合いを図らねば、友好関係は築けない時代だ。

日本は、新日韓漁業協定が締結されるに際し、沿岸国主義に基づく資源保護体制を周到に準備してきた。

長い間、東アジアは旗国主義に基づく漁業協定を締結し漁業秩序の形成を図ってきたが、韓国中国の急速な漁業発達はそれを許す状態ではなくなった。

両国とも日本が 1977（昭和 52）年以来これまでの約 40 年間、減船や資源管理体制の形成に努めてきたが、韓国、中国とも同じような路を辿る時期が到来してきている。

200 海里沿岸国体制に漁業取締りを転換するにあたり、わが国の漁業取締船や漁業監督官は、長いことジレンマに嵌まっていたことを転換させる転機に向き合っていた。それは、旗国主義であったことから、あくまで取締は漁船の所属する国に一元的に取締権があった。そのこと自体は、旗国がしっかりと資源管理に務めればいいが、旗国の管理体制のゆるみが、そのツケを隣国に押

し付けることになる。

### (3) 実効ある外国漁船拿捕体制の確立へ

長らく、旗国主義によるジレンマに苦しめられてきた水産庁の漁業取締船と漁業監督官は、日本から旧日韓漁業協定の破棄を通告し、新日韓漁業協定の発効に向けて1年先の365日のカウントダウンが進む中、新取締体制への準備と漁業監督官の意識の改革を進めてきた。外国漁船を拿捕する体制は1977(昭和52)年の日ソ間の漁業協定のもとで外国漁船拿捕の体制は出来ていたが、その後サバとイワシの資源減少やロシア国内の経済や体制の混乱から日本の200海里水域へのソ連漁船の入漁隻数は激減していった。また、ソ連(ロシア)漁船への日本人オブザーバー乗船も規則の遵守を高めてきた。

西日本では韓国の漁業の急速な台頭とともに、日本の領海侵犯の漁業違反については、海上保安庁が担って実績を積み重ねてきた。新日韓(中)漁業協定発足後は、水産庁としては排他的経済水域となる広大な水域に展開する韓(中)国漁船に対し国連海洋条約に則った拿捕体制に急速に転換せざるを得なくなった。行政官庁としての水産庁は漁業協定に基づく外国漁船への漁獲割当や許可証の発給の権限を有している、そして、指示に従わない外国漁船には漁業許可取消し(自動車運転免許であれば免許取消しに相当)権限がある。

行政警察権に対し司法警察権の実施、しかも外国人の検挙、洋上での拿捕等には取り組むに困難で解決せねばならない点が多数想像された。それを一年間の準備期間でクリアしていかねばならなかった。任意捜査から強制捜査への転換、犯行者の逮捕、送検を刑事訴訟法の下での適正な手続きの等の訓練・習熟を達成せざるを得なかった。

水産庁の準備態勢についてマスコミ、新聞から懸念し、心配する取材もあった。しかし、漁業取締船、漁業監督官の意識と意欲は高かった。これまで手出しもできず切歯扼腕の思いから旗国主義と別れを告げて、資源管理保存に

徹し管理体制を徹底できることへの期待と高揚感もあった。

筆者が取った新漁業取締体制への対応としては、以下のものだった。

漁業取締船や漁業監督官との頻繁な意見交換。意見交換の中から出てきた要望や不足する機材や装置への着実に真摯な対応。予算措置せねばならないものには、財務当局との予算折衝。語学研修へは外務省はじめ JICA と語学研修制度と受け入れ打診、語学教師の派遣。

護身資機材導入や逮捕術の訓練と対応。海洋法条約に基づく担保金の受入れ準備、等等であったが、それらはすべて漁業取締船や漁業監督官自らが考え抜いて、出してきたものであった。これらに対しては、財務当局は限られた予算という事で通常厳しい査定が通常であるが、熱心で真摯な監督官等の要望であったため誠意ある対応を得ることができた。また、国有財産である漁業取締船の衝突や相手からの追突等による損傷には船長以下最も懸念する点でもあった。それについては、指揮命令系統を明確にして、船長だけの責任とならないような仕組みとした。それは船長以下の機運（やる気）を目覚ましに変えた。

それと、この文章の中でも混乱するような監（看）視船、漁業調査取締船、漁業取締船などの呼称を使ってきたが、それは従来は漁業監視船、又は監視船という呼称が使われてきたことの反映でもあった。筆者は沿岸国主義となる新日韓漁業協定発効を期に、呼称されてきた「監視船」の呼び名を一掃して、維新的な発想で関係者の意識を改めるため、統一して「漁業取締船」と称する事に変更した。ちょうどその頃、水産庁が「漁業取締船」へと改めるのと呼応するかのように海上保安庁でも、同庁の英語訳が Maritime Safety Agency だが対外国向けの印象が弱いので Japan Coast Guard とする事とされたことを互いに知り、時宜を得たものだと納得した記憶がある。それと、これは漁業取締船の士気と使命感の高揚を目指すため、これまで漁業取締船の中でも士官クラス等へ人数を限っていた漁業監督官への任命を、取締船は全員が一体で当たるべきだとの思いから、漁業法施行令の規定に反しない限り全員を漁業

監督官に任命することとした。これは、戦後の漁業法は専門性の高い漁業監督官、それに一層制限のかかる特別司警察員への絞り込みの方向性を求めたが、「漁業取締船」へと移行する以上タイムリーと思ったためであった。これは昨今話題となった用語の One Team となって欲しいとの思いからであった。それにしても、事に当たって目標を達成する為には、それぞれの思いを如何にして高め、意欲を削がないことであるかと思った。

日韓漁業協定発効後、九州漁業調整事務所が初拿捕したのは1999年7月7日第77〇〇号であった。ゾロ目の年月日と船名が続く忘れがたいものとなった。しかも、同漁船を初検挙した監督官は用船に乗船の古参の監督官であった。現場には二隻の違反韓国漁船がいたが、もう一隻は海上保安庁に受け持ってもらい二隻の拿捕につながった。

その後、九州漁業調整事務所に事務所始まって以来農林水産大臣が大臣として初訪問された時には同漁業監督官への労いの言葉を頂いた。同監督官に刺激を受け、官船も含め所属の漁業取締船も気を引き締めた。その後の活躍は、言うまでもない。

九州漁業調整事務所は取締グループとして2006(平成18)年に「国民全体の奉仕者としての強い自覚の下に職務に精励し、国民の公務に対する信頼を高めることに寄与した」として人事院総裁賞の栄誉を受けることとなり、皇居にて天皇皇后両陛下の御接見を賜っている。その九州漁業調整事務所の官船白鷗丸は、また2015(平成27)年に人事院総裁賞の栄誉を再び受けた。また、2012(平成24)年に瀬戸内海漁業調整事務所も栄誉を受けている。(表4)

なお、行政とはすっかり疎遠となって大学にて研究に勤しんでいた筆者に或る日、当時の九州漁業調整事務所のK所長から、「自分が代表して人事院総

表4 漁業取締に関する人事院総裁賞

回	年	職場	部門
第19回	平成18年	水産庁	九州漁業調整事務所 漁業取締グループ
第25回	平成24年	水産庁	瀬戸内漁業調整事務所 漁業取締グループ
第28回	平成27年	水産庁	九州漁業調整事務所 漁業取締船白鷗丸

表5 水産庁関係者への危険業務従事者叙勲(2003年創設 2018年から水産庁職員対象に)

回	年	職場	職歴	氏名	受章
第32回	令和元年	水産庁	元水産庁白鷗丸船長	佐々木洋治	瑞宝双光章
同	同	同	元水産庁白萩丸操機長	井出俊彦	瑞宝単光章
同	同	同	元水産庁東光丸操機長	伊藤正博	瑞宝単光章
同	同	同	元水産庁開洋丸操機長	鈴木壽夫	瑞宝単光章
同	同	同	元水産庁白嶺丸甲板長	村上隆光	瑞宝単光章

裁賞の栄誉に浴することとなった、前任者(筆者)の取締体制発足時の苦業のお蔭でもある」として態々電話があった。行政はバトンを渡されるマラソンランナーの様なもので、往々にして過ぎ去ったランナーは忘れられていくものなのに、と感慨深く拝聴した。

政府の叙勲のうちに、危険業務従事者叙勲というものがある。水産庁の取締関係者は2018(平成30)年から、受章している。2019年の叙勲者が報道されていたので、ご労苦に敬意を表して一覧表を掲げておく。(表5)

漁業取締史から言えば、日韓漁業協定の発効の1999年(平成11)年は日本の漁業取締史の大転換点だった。

これから今後どう発展的に進んで行くか見守っていきたい。

## 第8章 都道府県の漁業取締りについて

当初に書いたように、江戸時代から明治時代へと変わったものの明治政府は水産行政にまで即座に及ばず当時の府県等は自ら漁業取締規則等を作り行政を担ってきた。

それぞれ府県等は各々の資源保護規則をもっていたためである。沿岸漁業資源の保護には慣行的なルールやそれぞれ地元で即したルールが引き継がれてきた。明治から大正時代にかけて機船底曳き網漁業が発達してくると、零細沿岸漁業者との摩擦も激しくなっていく。大臣が許可した漁業には農林省が夫々の漁業ごとに取締規則を制定し農林省の漁業取締船が禁止区域などの取締りにあったがそれで完璧ではなく、被害を受ける沿岸漁業者の保護や、昔

からある漁業権漁業種で定着性の資源のあわびやナマコなどへの密漁防止などは府県独自で取締るインセンティブがあった。

また、県知事が独自で許可を出す小型底曳き漁船や中型巻網漁船等への取締りの必要もあった。又、他県漁業者が進出又は侵犯してきて県の地先の漁業資源を密漁することがあった。そのようなことで、都道府県ではそれぞれの都道府県の自然条件や漁業種類に即した漁業取締船を所有している。特に北海道の場合などのように冬季の厳しい気象条件やロシアとの摩擦を抱えている場合は大型漁業取締船や取締艇を4隻も保有し、時には傭船も導入し、航空機による監視をおこなっている。漁業の盛んな漁業大型県では航空機の手締りも取り入れたり5隻前後の手締船艇を保有しているところもある。通常は1～3隻の高速漁業取締艇を保有する都道府県が多い。又沿岸の浅瀬の貝類や高級魚貝を狙う密漁者(場合によっては反社会勢力)に対処すべくウォータージェット推進装置を装備するものも多い。また、水産庁では、大型の排水型船型の仕様の手締船を多く所有する中で、唯一瀬戸内漁業事務所の手締船は高速艇として瀬戸内各県を跨ぐ取締活動をしている。しかしながら、船型の違いもあり通常の外洋型の水産庁漁業取締船との連携は困難な面もあり都道府県漁業取締船は高速の海上保安庁の巡視艇、又は、都道府県警察との連携が強い傾向はある。都道府県にとって、陸上についての広範な捜査網を有し、密漁に加担する陸上要員を含めた反社会勢力への対抗の必要上、同じ自県の組織という点で都道府県警察との人事交流も行い連携の強い都道府県もある。都道府県漁業監督吏員は県独自の漁業調整規則を有し魚介類の禁止体長、殻長制限等にも目を光らせている。筆者の記憶に残る漁業監督吏員はたばこを嗜んでいたが、煙草を吸うそぶりをしてはそれを定規替わりに漁獲物にそっと当ててはカニの甲長制限のチェックをして密漁検査をしていた。

筆者がHPから検索した各都道府県の都道府県漁業取締船72隻の一覧を示しておこう。それぞれの県などの取締船艇の仕様であるが、白色船体に塗装されたものもあれば、灰色塗装にして迷彩性を高めた塗装の県の船艇もある。

表6 都道府県漁業取締船(各都道府県HPを検索し筆者が集計作成20200210現在)

都道府県	隻数	漁業取締船名トナ数	乗組員数	漁業調査指導船
北海道	4隻	北王丸 499t 海王丸 306t ほっかい 59t ほくと 171t、	17,16,8,17	
青森	2隻	はやかぜ 56t、うとう		
岩手	2隻	岩鷲 65t はやちね 64t		
宮城	2隻	うみたか 61t うみわし 51t		海洋 19T みやしお 199t
福島	1隻	あずま		
茨城	1隻	とうかい		
千葉	2隻	わかとね 1.2t ふさかぜ 145t		千葉丸 179t ふさみ丸 62t ふさなみ 19 t
東京	0隻			やしお 117 t
神奈川	1隻	たちばな 33 t		
静岡	2隻	天龍 62 t あまぎ 32 t		
愛知	2隻	あゆち丸 47 t へいわ (水質調査兼用) 33 t		
三重	3隻	はやたか 45 t 神島 42 t 伊勢 60 t	5,6,6	
和歌山	2隻	はやぶさ 38 t みさき		
大阪	1隻	はやなみ 30 t		
兵庫	1隻	はやたか 40 t	10	
岡山	1隻	きび 19 t		
広島	1隻	しおかぜ 29 t	5	
山口	2隻	きらかぜ 114 t せきしょう		
秋田	1隻	くぼた		
山形	1隻	月峯 52 t		
新潟	1隻	弥彦丸		越路丸
富山	1隻	つるぎ		
石川	2隻	てどり 61 ほうだつ		
福井	1隻	若越 63 t		
京都	1隻	らくよう 60 t		
鳥取	1隻	はやぶさ 66 t	6	
島根	1隻	せいふう 125 t		
香川	1隻	ことぶき		
愛媛	2隻	うわかぜ 41 t せとかぜ		
徳島	1隻	つるぎ		
高知	3隻	くろしお 57 t 小鷹とさかぜ		
福岡	5隻	しんぼう 106 t つくし 19 t げんかい 67 t ありあけ 7.9 t ぶぜん 31 t		
佐賀	3隻	まつら 48 t かがみ 14 t ありあけ 9.7 t	まつら 6	
長崎	5隻	かいりゅう 140 t はやぶさ 99 t かいおう 99 t おおとり 64 t ながさき 77 t		
熊本	4隻	あそ 110 t ひご 33 t あまくさ 27 t ひかり 2.9 t	8,5,5	
鹿児島	2隻	制海 189 t 第二制海 131 t		
大分	3隻	はつかぜ 61 t はやてあさかぜ 61 t		
宮崎	2隻	たかちほ 60 t みやざき丸 199 t		
沖縄	1隻	はやて 61 t		
39 都道府県	72 隻			

都道府県の漁業取締船艇は総合すれば強力な勢力であることが分ろう。(表6)

なお、都道府県には水産試験場等に漁業調査船を保有していることが多く、これらの船は漁業指導船の機能を兼ねることも多い。これらを含めればより大きな勢力と見ることができよう。

## 第9章 国家間の緊張関係で左右される漁業取締現場

漁業取締船と漁業監督官、漁業監督吏員の生い立ちから現在までの歴史を辿ってきた。既に江戸時代から藩により漁業の規則が作られ違反する者へは摘発・処罰が行われた。だが、漁業取締船を駆使して、また専門の取締官を任命して洋上遠く取締りを行うようになったのは、1910(明治43)の改正明治漁業法による。農林省水産局(常設時)が取締りを始めてから110年がたった。漁船の機船化、更には鋼船化が進められ、漁船の漁獲能力が高まり漁業者間紛争が起きるとともに、水産資源の乱獲により資源保存に危険が生じてきたためである。特に強力な漁業に対し多数の零細沿岸漁業との間で熾烈な摩擦が生じ漁業紛争が頻発してきたためでもある。1994(平成6)年に国連海洋法条約が発効し、沿岸国に排他的経済水域(EEZ)の主権的権利が制度化されてから取締りの質と対応が大きく変わった。外国漁船への対処が求められるようになり、国際関係も絡むようになってきた。国際問題化しかねない外国漁船への対応は、取締り技術の高度化を求められるとともに危険性も増し、対応への難易度も高くなった。対応の高度化も求められるようになってきた。

しかしながら、110年の漁業取りの歴史の中で、摩擦が高まるのは国家間の立場の違い、国家間の対立深まったときである。戦前においてはソ連との間で領海幅主張を巡って、対立していた。ソ連による日本漁船の「被拿捕で、農林省が監視船による警戒監視をおこなっていたほか、大正12年以来海軍が駆逐艦を派遣していた」(井上彰朗 2018 P13)とされるが、双方の国の領海主権の主張が異なっていたための摩擦であった。

一方、「昭和 14 年 4 月対ソ関係の悪化 (5 月にはノモンハン事件始まる)、ソ連国境警備船の武装整備を受け、日本漁船の保護取締りのため、(農林省の) 快鳳丸と俊鶴丸用に陸軍の重機関銃と実包の購入を請求するに至った。」(井上彰朗 2018 P13) ように、対抗して農林省漁業取締船も武装化している。終戦後は韓国との間での一方的な李承晩ラインの設定とそれを認めない日本の狭間で、多数の日本の漁船の拿捕、漁船員の抑留、そして漁船員の命が奪われてきた。この間、水産庁の漁業監視船が拿捕され、海上保安庁巡視船が韓国警備艇に連行されるという不幸な事件も起こっている。これを機に火砲の搭載等を抑制してきた巡視船も小型砲、機銃の装備を準備するようになっていく。

緊張関係がエスカレートしていくのは、国同士の対話や交流が円滑にいかなくなった場合であろう。現場の一線に立つ漁業監督官や海上保安官の身体が危険にさらされないようにするのは現場ではなく、為政者の高い倫理観と責務であろう。

## 第 10 章 おわりに

戦前の農林省水産局の漁業取締船が違反漁船との対峙で武器使用を議論した事態は、漁業取締船速鳥丸が「大正 3 年に取締りに従事中に第 2 関門丸という違反船から逆襲衝突されるといった事件があり、取締船の武装の可否が論ぜられた」(黒肱善雄 昭和 50 年) という。

もう一つは、初鷹丸は「昭和 8 年、白鴻丸 (76 トン) が三津浜に配備されるまでは、豊後水道で甚だ悪質な違反船に、空砲ではあるが 7.7m/m 機銃で威嚇射撃したことがあるという」(黒肱善雄 昭和 53 年) ことがあったようだ。その後、戦時体制になると農林省船舶は大半が海軍に徴用され機銃や船首小型砲を装備するようになりかなり常態化していた。

令和の時代になり日本海の大和堆で北朝鮮が銃らしきものを向けたとの情

勢があり、2019（令和元）年10月7日に水産庁漁業取締船と北朝鮮イカ釣り漁船との衝突が起これ、新聞等でも様々な意見が見られた。小型武器の保有は法律事項である。外国漁船の侵入抑止できないのは取締船の小型武器の装備が無いからとの論調が一部にみられたが、これまで漁業取締りの歴史を見てきて、一番問題になるのは政府間に話し合いが無く合意もなく、双方の立場に食い違いがある限り、現場の不幸な問題は防げないという事だ。小型武器の有無だけでは解決するものではない。過去の漁船員の人命が損なわれた事件がどれだけ国民感情・国際関係を悪化はさせたのを我々は知っている。この本質は漁業資源をいかに保存し持続的に利用できるようにしていくことだ。そのためにも、対話の道を探るよう努力することだ。

## 謝辞

本執筆に当たっては、資料の探索や提供について北海学園大学の濱田武士教授と北海道大学の佐々木貴文准教授に色々ご協力を頂いた。

また、農林水産政策研究所の高橋祐一郎上席主任研究官には文献、資料収集に関して多大なご協力を頂いた。また、元山口県水産研究センター所長の有蘭眞琴氏にも資料も含め同様にご協力いただいた。

なお、取材やインタビュー等に関しては政府関係者、水産庁関係者にはご迷惑をかけないため行ってはいない。そういう意味で、歴史を辿ったものであり最近の漁業取締りの取組等の現況を反映していない点もあるかもしれない。しかし、「はじめに」でも申し上げたように執筆としてはそういう姿勢でとりくんだものである。関係資料などの少ない中、今回、書下ろしで執筆できたのも上記の方々のご協力の賜物である。あらためて感謝申し上げる

内容につき、色々ご指摘やご叱正があらうかと思う。それを受け止めて今後の別の機会に書ききれなかった点も含め今後の参考にさせていただきたい。

## 余話 水産庁漁業取締船名について

農林省所有船舶を運用する部門は大きく分けて三つあった。一つは農林省が官立水産講習所（戦後に東京水産大学、後に東京商船大学と統合し東京海洋大学となる）で、水産の幹部要員を育成する訓練教育機関として設けたもの。二つ目は水産講習所の調査部門として枝分かれして後にできた農林省水産試験場（さらに水産庁東海区研究所となった）。三つめは農林省水産局で漁業取締船として運用したものであった。水産講習所は戦前に朝鮮半島の釜山にも水産講習所を設置した（現在の韓国の釜慶大学となった）が、戦後に第二水産講習所として下関に移転、学生を受け入れた。しかし、東京の水産講習所が文部科学省に東京水産大学として移管されたため、下関の講習所は農林省立の水産大学校（現在、研究開発法人水産研究教育機構に水産大学校として統合）にとして現在に至るものである。

そのような流れの中、明治期からの農林省は同省で建造した所有船舶には、「鳥」に関係する漢字を必ず船名に入れてきた。その後、その系譜を現在まで繋いでいるのは東京海洋大学の調査・練習船である。海鷹丸、神鷹丸、青鷹丸と鳥に関する字を踏襲している。戦後、水産庁の漁業取締船となる東光丸は「鳥」の字にちなんだ被代船初鷹丸から船名を大きく変え「光」を使った。その他に「光」を使った船として調査船に北光丸、陽光丸が命名されている。なお、北洋で活躍した俊鷗丸は水産大学校に移管され、その代船として練習船耕洋丸が建造され「洋」を入れた船名となった。「洋」使った調査船として、水産庁最大の船舶の開洋丸、照洋丸（ドクトルマンボウ航海記で有名になった船）がある。

現在漁業取締船として船名に取り入れられているのは「白」の字を冠にした船名が主体となった。最近公募した水産庁の大型漁業取締船に付ける船名が「白鷺丸（はくしゅうまる）」に決まったようだ。

戦前の伝統にちなんだ「鳥」の中の「鷺（わし）」を取り入れつつ、「白」も組み合わせさせた船名だ。

活躍を期待したい。

## 引用・参考文献

1. 渡辺尚志「海に生きた百姓たち 海村の江戸時代」 草思社 2019年7月25日発行
2. 黒肱善雄「農林省船舶小史(1)～(6)」水産庁東海区水産研究所業績C集さかな No. 14号昭和50年2月～No. 22号昭和54年3月
3. 井上彰朗「戦前における我が国の『海上保安』体制について～戦間期における警備救難業務を中心として～」海保大研究報告、法文学系 62巻2号 2018年3月31日出版 出版者 海上保安大学校  
<http://harp.lib.hiroshima-u.ac.jp/jcga/detail/1225120180404072737;jsessionid=0A82290010C9BB58939B21EA13E63FF1>
4. 井上彰朗 「戦中における我が国の『海上保安』体制について」海保大研究報告、法文学系 第63巻2号 2019年3月29日出版 出版者：海上保安大学校  
<http://harp.lib.hiroshima-u.ac.jp/jcga/detail/1226820190402103308;jsessionid=0A82290010C9BB58939B21EA13E63FF1>
5. 橋本高明 「最後の砦―漁業取締の流儀―」 文芸社 2019年6月15日発行
6. 佐藤雄二 「元長官が語る『中国漁船衝突』海上保安庁の“二律背反”」文芸春秋・八月特別号 株式会社文芸春秋 令和元年8月1日発行
7. 佐藤雄二(海上保安庁元長官) 「波濤を越えて 叩き上げ海保長官の重大事案ファイル」株式会社文芸春秋 2019年7月15日発行
8. 鈴木智彦 「サカナとヤクザ」株式会社小学館 2018年10月16日発行
9. 鈴木陽子著「麻薬取締官」株式会社集英社 2000年9月1日発行
10. 藤井賢二 「竹島問題の起原―戦後日韓海洋紛争史―」 ミネルヴァ書房 2018年4月30日発行

11. 瀬戸晴海 「マトリ 厚労省麻薬取締官」 新潮新書 847 2010年1月20日発行
12. 有菌眞琴 「山口県漁業の歴史」 社団法人水産資源保護協会 平成14年2月28日発行
13. 濱田武士・佐々木貴文 「漁業と国境」 みすず書房 2020年1月10日発行
14. 片山房吉 「大日本水産史」 農業と水産社 昭和12年10月10日発行
15. 編纂者 社団法人大日本水産會「水産關係法規」 社団法人大日本水産會発行 昭和9年12月7日発行
16. 佐藤百喜 「日本漁業法論」 常盤書房 昭和10年5月28日発行
17. 今村與作 「水産關係法規解説」 発行所大日本水産會 昭和5年6月10日発行
18. 編者水産廳經濟課「漁業制度改革＝新漁業法の條文解説＝」 日本經濟新聞社 昭和25年4月10日発行
19. 金田禎之「新編 漁業法詳解」 成山堂書店 平成13年8月28日発行
20. 森須和男「李ラインと日本船拿捕」「北東アジア研究」第28号(2017年3月) 付表参照一島根県立大学浜田キャンパス  
[hamada.u-shimane.ac.jp/research/.../hokutou28\\_7\\_morisu.pdf](http://hamada.u-shimane.ac.jp/research/.../hokutou28_7_morisu.pdf)
21. 末永芳美「マグロ資源をめぐる国際情勢」(p 150～154) 食材魚貝大百科 別巻1 マグロのすべて 河野博・茂木正人監修・篇 平凡社 2007年2月16日発行
22. 海野洋「水産庁取締船乗船記 対馬海峡、本日も波高し(全編) 及び(後編)」 「水産界 2010年11月号及び12月号」 大日本水産會発行
23. 末永芳美編著「二〇〇海里漁業戦争をいかに戦ったか 30人の証言、その時に」 農林統計出版 2020年3月26日 出版

## 補足資料

明治 33 年 3 月 16 日 内閣総理大臣侯爵山縣有朋  
大蔵大臣伯爵松形正義

### 法律第 67 号

#### 間接国税犯則者処分法

- 第 1 条 間接国税に関する犯則あるときは収税官吏は犯則事実を証明すべき物件、帳簿、書類等の差押をなすことを得
- 第 2 条 収税官吏は犯則事実証明すべき物件、帳簿、書類等を蔵匿すと認むる場所に臨検し搜索をなすことを得
- 第 3 条 収税官吏は犯則事件を調査する為必要と認むるときは犯則嫌疑者、参考人を尋問することを得
- 第 4 条 収税官吏臨検、搜索、尋問又は差押を為すときは其の身分を證する證票を携帯すべし
- 第 5 条 収税官吏臨検、搜索、尋問又は差押を為すに當り必要なるときは警察官吏の援助を求むることを得
- 第 6 条 収税官吏搜索を為すときは搜索すべき難く、倉庫、船車其の他の場所の所有主、借主、管理者、事務員又は同居の親族、雇人、鄰佑にして成年に達したる者をして立會はしむべし  
前項に掲ぐる者其の地に在らざるとき又は立會を拒みたるときは其の地の警察官吏又は市町村吏員をして立會しむべし
- 第 7 条 収税官吏犯則事實を證明すべき物件、帳簿、書類等を差押へたるときは其の差押目録を作るべし但し所有者は其の差押目録の謄本を請求することを得  
差押物件は便宜に依り保管證を徴し所有者又は市町村をして保管施しむることを得差押物件の保管證に関しては印紙税をおさむることを要せず

差押物件腐敗其の他損傷の虞あるときは税務管理局長は之を公賣に付し其の代金を供託することを得

第8条 収税官吏は日没より日出までの間臨検、搜索又は差押を為すことを得ず但し現行犯の場合は此の限りに在らず

第9条 収税官吏臨検、搜索、尋問又は差押を為す間は何人に限らず許可を得ずして其の場所に出入するを禁ずることを得

第10条 収税官吏臨検、搜索、尋問又は差押を為したるときは其の顛末を記載し立会人又は尋問を為したる者に示し共に署名捺印すべし立会人又は尋問を受けたる者署名捺印をせず又は署名捺印すること能わざるときは其の旨を附記すべし

第11条 犯則事件の證憑集取は事件発見地の収税官吏之を為す同一犯則事件に付数税務署管轄区域内に於いて発見せられるときは各発見地に於て集取せられたる證憑は之を最初の発見地の収税官吏に引継ぐべし

第12条 収税官吏前各条に依り臨検、搜索、尋問又は差押を為すは其の所属税務署の管轄区域内に限る但し既に着手したる犯則事件に関連し他の税務署の管轄区域に於て臨検、搜索、尋問又は差押を為すを必要とするときは此の限りに在らず

税務署長は其の管轄区域外に於て犯則事件の調査を必要とするときは之を其の地の税務署長に囑託することを得

第13条 収税官吏犯則事件の調査を終りたるときは之を税務管理局長に報告すべし但し左の 左の場合に於ては直に告発すべし

- 一 犯則嫌疑者の居所分明ならざるとき
- 二 犯則嫌疑者逃走の虞あるとき
- 三 證憑湮滅の虞あるとき

第14条 税務管理局長は犯則事件の調査に依り犯則の心證を得たるときは其の理由を明示し罰金若しくは料料に相當する金額、没収品に該當す

る物品、徴収金に相当する金額及書類送達並差押物件の運搬、保管に要したる費用を指定の場所に納付すべき旨を通告すべし但し犯則者通告の旨を履行する資力無と認むるときは直ちに告発すべし

第15条 第14条の通告ありたるときは公訴の時効を中断す

第16条 犯則者通告の旨を履行したるときは同一事件に付訴を受くることなし

第17条 犯則者通告を受けたる日より七日以内に之を履行せざるときは税務管理局長は告発の手續きをなすべし但し七日を過ぐるも告発前に履行したるときは此の限りに在らず

第18条 犯則事件を告発したる場合に場合に於て差押物件あるときは差押目録と共に裁判所に引継ぐべし

前項の差押物件所有者又は市町村の保管にかかるときは保管證を以て引き継ぎを為し差押物件引継の旨を保管者に通知すべし

第19条 税務管理局長犯則事件を調査し犯則の心證を得ざる時は其の旨を犯則嫌疑者に通知し物件の差押あるときは之が解除を命ずべし

第20条 本法に於て間接国税と稱するは勅令の定むる所に依る

第21条 本法中市町村吏員又は市町村とあるは市制町村制を施行せざる地にありては之に準ずべきものに適用す

出典：国立国会図書館デジタルコレクション 2019年12月10日閲覧(筆者にてカタカナをひらがなに書換した)



---

2020年6月発行（非売品）

**「水産振興」 第623号**

編集兼発行人 渥美雅也

発行所 〒104-0055 東京都中央区豊海町5-1  
豊海センタービル7階

電話 (03) 3533-8111

FAX (03) 3533-8116

一般財団法人 東京水産振興会

印刷所 株式会社 創基

---

（本稿記事の無断転載を禁じます）

ご意見・ご感想をホームページよりお寄せ下さい。

URL <http://www.suisan-shinkou.or.jp/>

